
小美玉市障がい者計画・

第6期小美玉市障がい福祉計画・

第2期小美玉市障がい児福祉計画

令和3年3月
小美玉市

はじめに

近年、障がいの重度化や高齢化が進む中で、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

わが国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障害者差別解消法などの国内法の整備とともに集中的な障がい者制度改革が進められ、様々な分野において障がいのある方の権利の実現と人権尊重に向けた社会づくりの取り組みが進められてきました。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいへの理解促進や心のバリアフリーの推進など、共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

本市では、こうした背景のもと「小美玉市障がい者計画（第4次）・第5期小美玉市障がい福祉計画・第1期小美玉市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に取り組んでまいりましたが、現計画が最終年度を迎えたことから、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「小美玉市障がい者計画（第5次）・第6期小美玉市障がい福祉計画・第2期小美玉市障がい児福祉計画」を新たに策定いたしました。

本計画では、基本理念を「ノーマライゼーション」と「完全参加」とする従前からの一貫した流れを継承しつつ、障がい者施策の新たな展開を踏まえた見直しを図るとともに、3つの計画を統合し、障がい分野の総合計画として一体的に策定することで、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築に向けて、より充実した施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。

今後も引き続き、本計画を第2次小美玉市総合計画の基本目標の一つである「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」を達成するための個別計画として、障がいを理由とする差別や偏見をなくし、障がいがあってもなくても、誰もがお互いの立場を尊重し合い、支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、関係機関との連携を深めながら、各種施策を着実に推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会」並びに関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等を通じてご協力いただきました市民の皆様から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

小美玉市長 島田 穰 一



目次

第1部 総論

第1章 計画の法的根拠.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の法的根拠と位置付け.....	4
3 計画の対象.....	6
4 計画の期間.....	6
第2章 小美玉市の障がい者を取り巻く現状.....	7
1 人口の状況.....	7
2 障がい者数の推移.....	8
3 アンケート調査結果.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 施策の体系.....	34

第2部 障がい者計画

基本目標1 理解とふれあいをめざして.....	39
1 広報・啓発活動の推進.....	39
2 福祉教育や交流機会の充実.....	40
3 差別の解消と権利擁護の推進.....	42
4 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援.....	44
基本目標2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして.....	46
1 障がい児支援の充実.....	46
2 教育の充実.....	48
基本目標3 自立と社会参加の促進をめざして.....	50
1 就労機会の拡大及び雇用の安定.....	50
2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進.....	52

基本目標4 地域における生活支援の充実をめざして	54
1 相談支援体制の充実と強化	54
2 障がい者の虐待防止対策	56
3 障がい福祉サービス等の充実	57
4 地域生活の支援の充実	58
5 福祉人材の育成・確保	59
基本目標5 保健・医療の充実をめざして	60
1 早期発見・早期療育体制の整備	60
2 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成	62
3 精神障がい者への支援	63
4 難病患者及び在宅重度障がい者への支援	65
基本目標6 安心して暮らせる生活環境をめざして	66
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	66
2 防災・防犯体制の整備及び感染症に対する備え	68

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標	73
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	73
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	74
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	76
4 福祉施設から一般就労への移行等	77
5 障がい児支援の提供体制の整備等	80
6 発達障がい者等に対する支援	82
7 相談支援体制の充実・強化等	83
8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	84
第2章 障がい福祉サービス等の利用実績と見込量	85
1 訪問系サービス	85
2 日中活動系サービス	87
3 居住系サービス	90
4 計画相談支援・地域相談支援	91
5 障がい児支援	92
6 その他のサービス	95

第3章 地域生活支援事業の利用実績と見込量.....	96
1 理解促進研修・啓発事業.....	96
2 自発的活動支援事業.....	97
3 相談支援事業等.....	98
4 成年後見制度利用支援事業.....	100
5 成年後見制度法人後見支援事業.....	101
6 意思疎通支援事業.....	102
7 日常生活用具給付事業.....	103
8 手話奉仕員養成研修事業.....	105
9 移動支援事業.....	106
10 地域活動支援センター.....	107
11 その他の事業.....	108

第4部 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進体制.....	113
1 連携体制.....	113
2 計画の推進（点検・評価）.....	114

資料編

1 小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会運営要綱.....	117
2 用語解説.....	119

「障がい」の表記について

1. 表記の実施

小美玉市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、省令名等及びそれに基づく制度、並びに施設の名称や団体名等のような固有の名称を除き、原則として次のとおり表記することとしています。

【例示】障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい など

2. 表記の理由

「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。

しかし、一般的に、「障害」の「害」の字には「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味が強く、「障害」は本人の意思でない生来のものや、病気や事故などに起因するものであることから、その人を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないという意見があります。このような理由から、市が率先して、障がい者に対してより不快感を与えないように表記を改めることとしました。

3. 表記の方針

心のバリアフリーを進めるため、市が策定する計画等においては、上記のルールに従って表記します。

第 1 部

総論

第1章 計画の法的根拠

1 計画策定の背景

(1) 障がい者施策の動向

障がい児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は大きく変化しています。

国においては、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、平成26年2月から障害者権利条約が効力を生じることとなり、「障がい」は個人の問題ではなく社会が作り出しているという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映され、新たに「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、障がい者を“保護の対象”としていた考えを大きく転換し、社会の対等な一員である“権利の主体”として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための改革が進められ、障がい者の権利の実現に向けた施策の取り組みが一層強化されました。

平成28年には、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

平成30年には、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すために改正社会福祉法が施行し、「地域共生社会」の考え方が位置付けられ、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。障がい者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、障がい者福祉分野の推進を図るため、障がいのある人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療と障がい福祉サービス等である「共助」、市の責任で行う「公助」の視点を踏まえた地域づくりを推進していく必要があります。

(2) 本市の動向

本市では、平成 18 年度に第 1 期の「小美玉市障がい福祉計画（平成 18 年度～平成 20 年度）」が策定され、現在では、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に掲げ、「小美玉市障がい者計画・第 5 期小美玉市障がい福祉計画・第 1 期小美玉市障がい児福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」を推進してきたところです。

この度、計画の計画期間が終了することから、新たに本市の障がい者及び障がい児施策の方向性を定める「小美玉市障がい者計画・第 6 期小美玉市障がい福祉計画・第 2 期小美玉市障がい児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」を策定します。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら 3 計画を一体的に策定するものです。

「小美玉市障がい者計画」は、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置付けられます。

「第 6 期小美玉市障がい福祉計画」、「第 2 期小美玉市障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として、「小美玉市障がい者計画」の実施計画として位置付けられます。

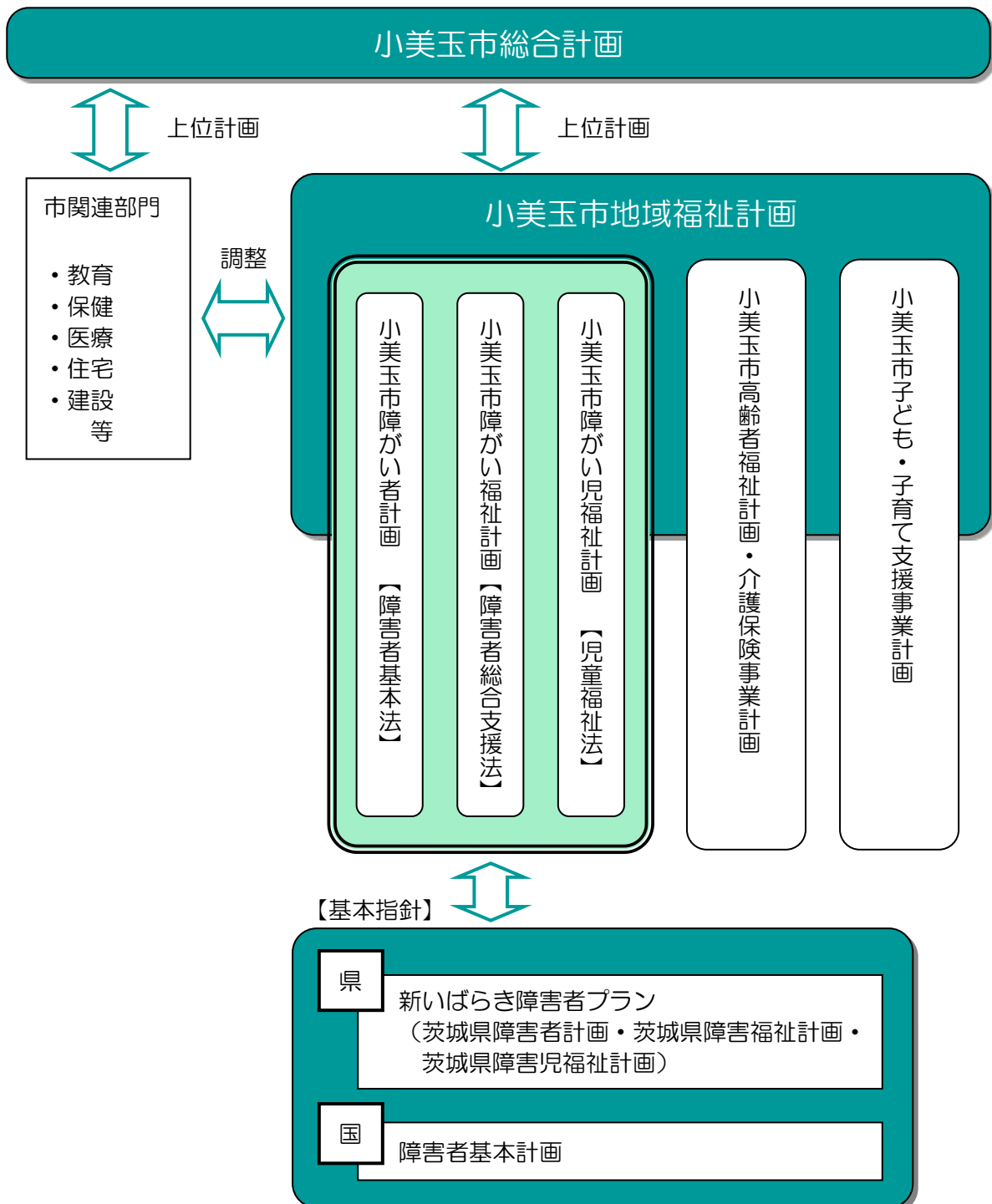
計画名	法的根拠	計画の性格	計画の内容
小美玉市障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等、障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの
小美玉市障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	障がい者（児）施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの
小美玉市障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20		障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めるもの

(2) 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」と整合・調和した計画です。

また、福祉部門の上位計画として「小美玉市地域福祉計画」を位置付け、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び子ども・子育て支援事業計画をはじめとする、関連計画との整合を図り策定しました。

さらに、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向を踏まえるとともに、県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」とも整合を図り作成しました。



3 計画の対象

この計画は障がいのある人だけでなく、すべての市民を対象としています。

また、本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

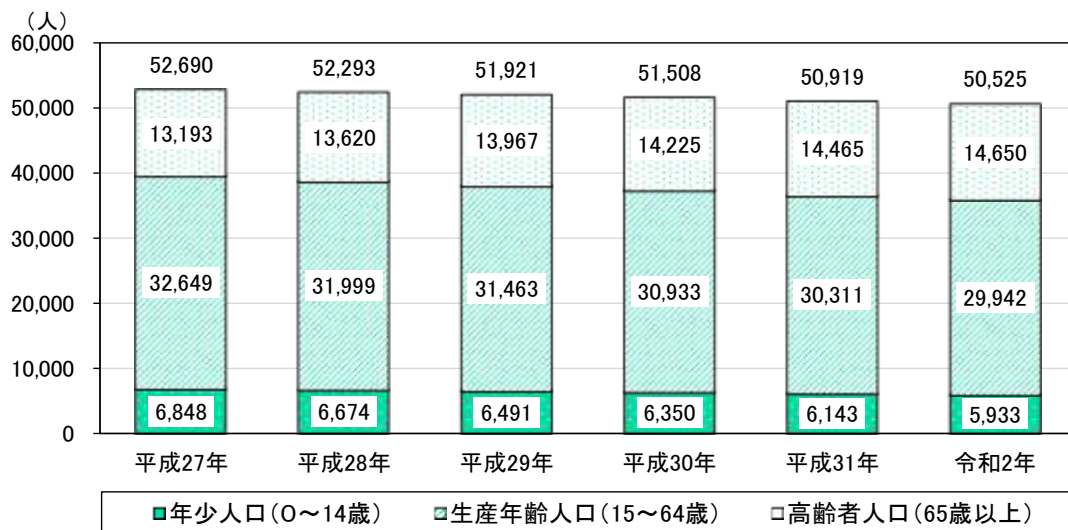
計画	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
障がい者 計画		第4次計画			第5次計画			第6次計画		
障がい 福祉計画		第5期計画			第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画		第1期計画			第2期計画			第3期計画		

第2章 小美玉市の障がい者を取り巻く現状

1 人口の状況

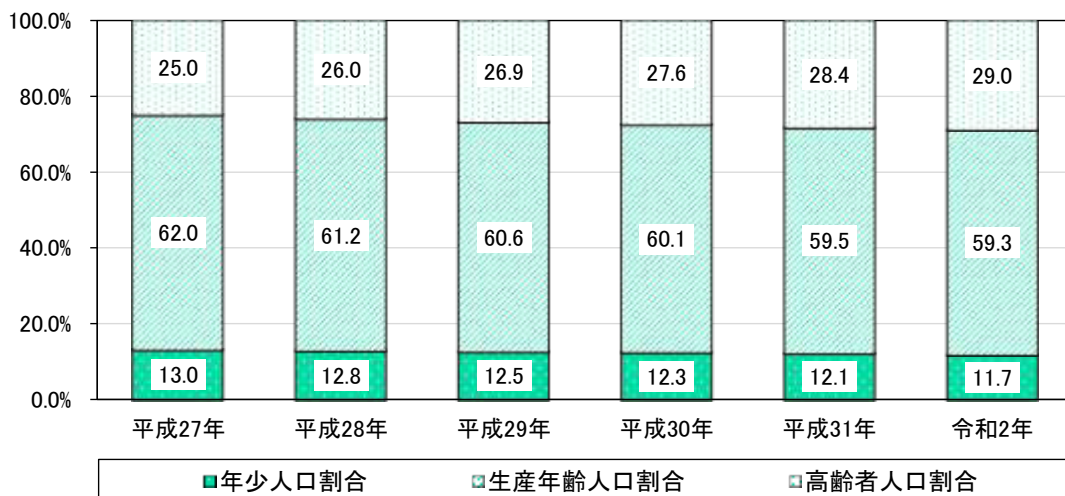
本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和2年で50,525人となっています。
 また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者人口の占める割合(高齢化率)は29.0%となっており、今後も高齢化が進むと予測されます。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口の割合の推移】



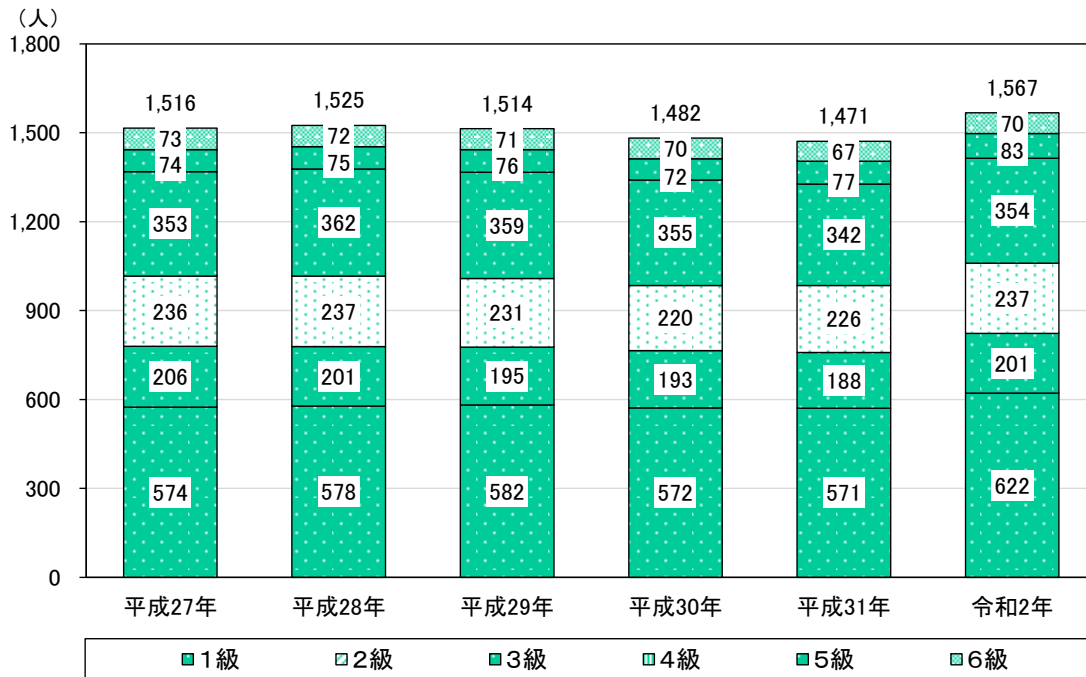
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がい者数の推移

(1) 身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者は、令和2年で1,567人となっています。手帳の等級については、いずれの年も1級が約40%で最も多くなっています。

【身体障がい者等級別手帳所持者数の推移】



資料：小美玉市調べ（各年4月1日現在）

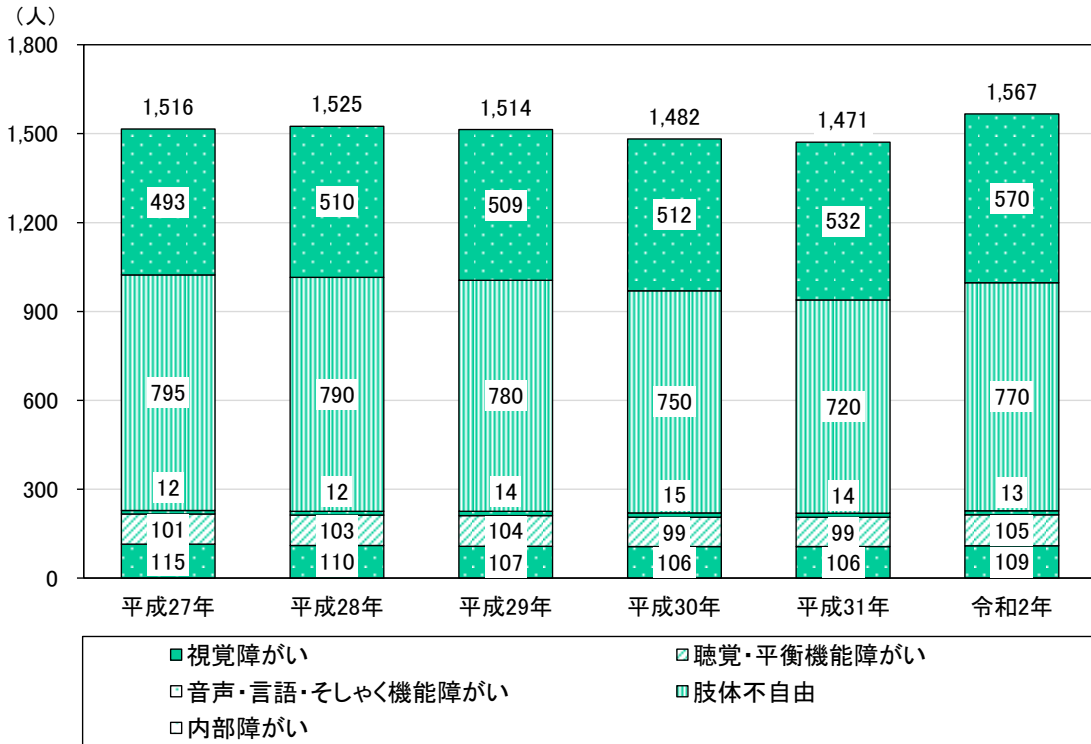
単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
等級別	1級	574	578	582	572	571	622
		37.9%	37.9%	38.4%	38.6%	38.8%	39.7%
	2級	206	201	195	193	188	201
		13.6%	13.2%	12.9%	13.0%	12.8%	12.8%
	3級	236	237	231	220	226	237
		15.6%	15.5%	15.3%	14.8%	15.4%	15.1%
4級	353	362	359	355	342	354	
	23.3%	23.7%	23.7%	24.0%	23.2%	22.6%	
5級	74	75	76	72	77	83	
	4.9%	4.9%	5.0%	4.9%	5.2%	5.3%	
6級	73	72	71	70	67	70	
	4.8%	4.7%	4.7%	4.7%	4.6%	4.5%	
合計		1,516	1,525	1,514	1,482	1,471	1,567

(2) 身体障がい種別人数の推移

身体障がい種別は、令和2年では、「肢体不自由」が770人で最も多く、次いで「内部障がい」が570人、「視覚障がい」が109人となっています。なお、最も多い「肢体不自由」は、全体の49.1%を占める状況となっています。

【身体障がい種別人数の推移】



資料：小美玉市調べ（各年4月1日現在）

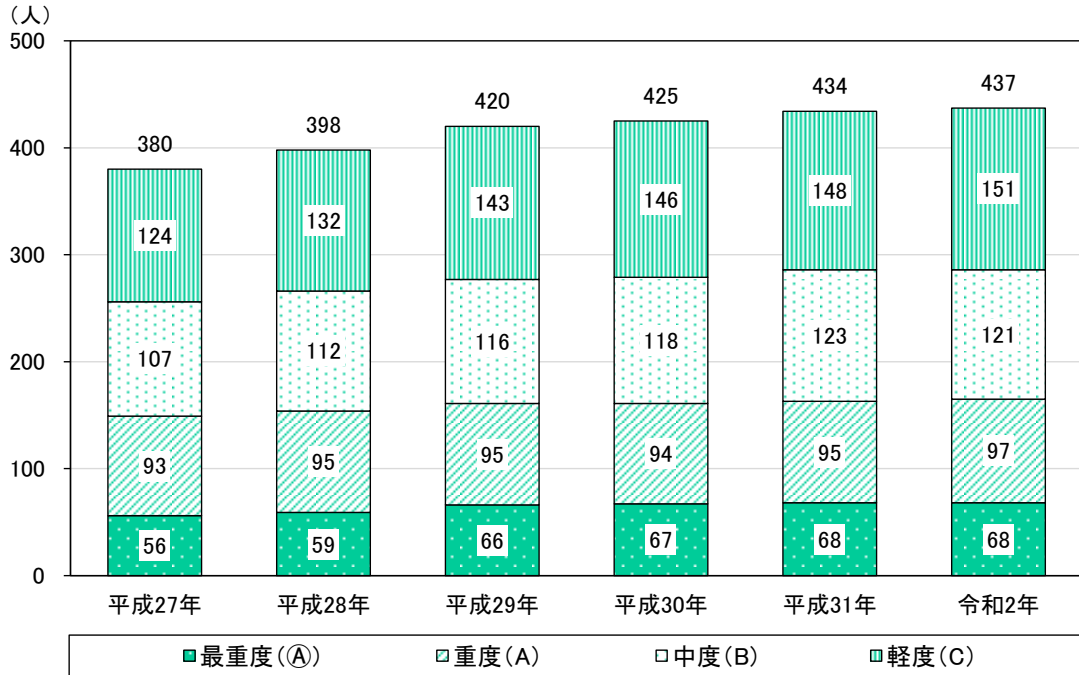
単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
障がい種別	視覚障がい	115	110	107	106	106	109
		7.6%	7.2%	7.1%	7.2%	7.2%	7.0%
	聴覚・平衡機能障がい	101	103	104	99	99	105
		6.7%	6.8%	6.9%	6.7%	6.7%	6.7%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	12	12	14	15	14	13
		0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%	0.8%
	肢体不自由	795	790	780	750	720	770
		52.4%	51.8%	51.5%	50.6%	48.9%	49.1%
	内部障がい	493	510	509	512	532	570
		32.5%	33.4%	33.6%	34.5%	36.2%	36.4%
合計		1,516	1,525	1,514	1,482	1,471	1,567

(3) 療育手帳所持者程度別人数の推移

療育手帳所持者は、令和2年で437人となっています。程度別でみると、「C」が151人で最も多く、次いで「B」が121人、「A」が97人となっています。なお、「B」と「C」で、全体の62.3%を占める状況となっています。

【療育手帳所持者程度別人数の推移】



資料：小美玉市調べ（各年4月1日現在）

単位：人

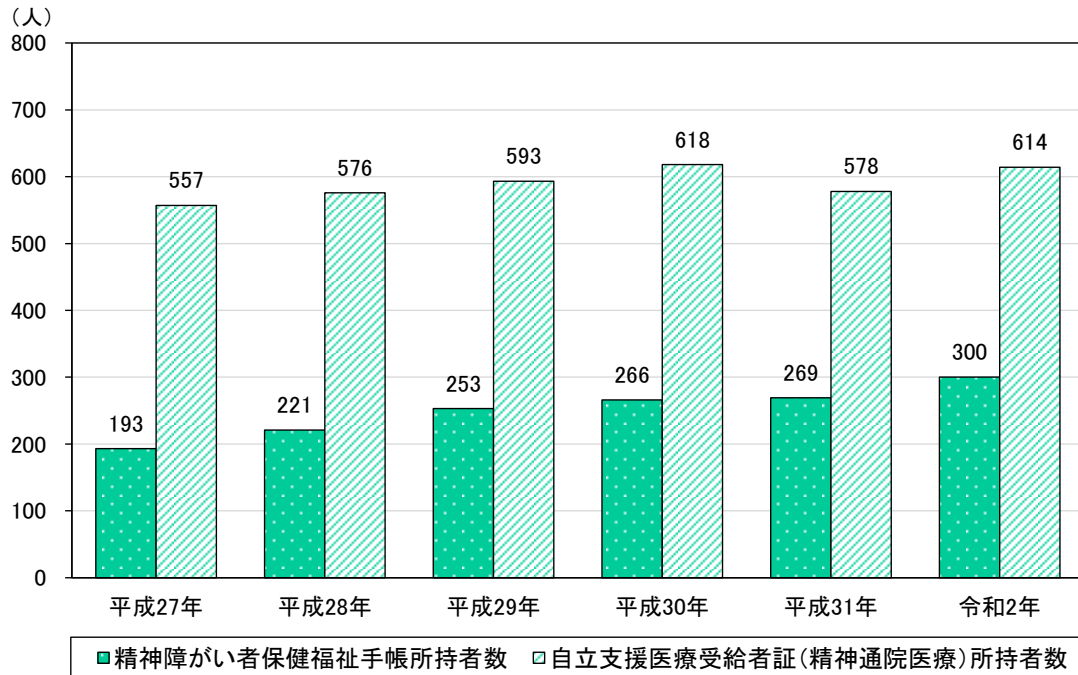
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
程度	最重度(A)	56	59	66	67	68	68
		14.7%	14.8%	15.7%	15.8%	15.7%	15.6%
	重度(A)	93	95	95	94	95	97
		24.5%	23.9%	22.6%	22.1%	21.9%	22.2%
	中度(B)	107	112	116	118	123	121
		28.2%	28.1%	27.6%	27.8%	28.3%	27.7%
	軽度(C)	124	132	143	146	148	151
		32.6%	33.2%	34.0%	34.4%	34.1%	34.6%
合計		380	398	420	425	434	437

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和2年で300人となっています。

また、自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者数は、令和2年で614人となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数等の推移】



資料：小美玉市調べ（各年4月1日現在）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
精神障がい者保健福祉手帳所持者	193	221	253	266	269	300
自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数	557	576	593	618	578	614

(5) 難病患者の状況

平成27年1月1日には「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行され、難病患者への指定難病特定医療費助成制度が始まりました。これにより、対象疾病の範囲も拡大され、令和2年現在で333疾病となっています。

単位：人／疾患

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者証交付数	283	301	294	287	300	313
疾患数	306	306	330	331	333	333

資料：中央保健所【旧水戸保健所】(各年4月1日現在)

※平成27年1月の難病法施行により56疾病から110疾病へ、平成27年7月から306疾病へ、平成29年4月から330疾病へ、平成30年4月から331疾病へ、令和元年7月から333疾病へと対象疾病が拡大しています。

3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

■調査の目的

本調査は、「小美玉市障がい者計画」及び「第6期小美玉市障がい福祉計画」、「第2期小美玉市障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者を取り巻く課題や障がい者のニーズや要望等を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

■調査方法と調査期間

- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和元年12月17日～令和2年1月29日

■回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
障がい者手帳所持者	2,016	838	41.6%
市民	299	99	33.1%
事業所	23	17	73.9%
団体	2	1	50.0%

■調査結果を見る際の留意点

- ・調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- ・図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- ・複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- ・設問の選択肢は、表記を省略している場合があります。

(2) 障がい者手帳所持者アンケート調査結果（抜粋）

①障がいが生じた時期

障がいが生じた時期は、身体障がい者では「60～69 歳頃」、「70 歳以上」、知的障がい者では「出生時」、「乳幼児期」、精神障がい者では「18～29 歳頃」、難病患者では「40～49 歳頃」、「50～59 歳頃」、「70 歳以上」で全体に占める割合が高くなっています。

障がい種別により、障がいが生じる時期も異なることから、ライフステージに応じた支援が必要であると考えられます。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
出生時	7.6	4.5	32.5	5.2	2.2
乳幼児期(0～5歳)	8.5	4.8	28.3	8.7	6.7
学齢期(小～中学校卒業まで)	4.1	2.7	12.5	7.8	6.7
中学校卒業～17 歳頃	2.4	1.9	3.3	4.3	2.2
18～29 歳頃	7.0	5.8	4.2	22.6	6.7
30～39 歳頃	5.5	5.2	0.0	13.9	6.7
40～49 歳頃	9.7	11.8	0.0	12.2	17.8
50～59 歳頃	13.6	17.0	0.8	7.0	17.8
60～69 歳頃	16.6	21.0	2.5	4.3	13.3
70 歳以上	15.9	20.2	0.8	7.0	17.8
わからない	3.2	1.9	10.0	5.2	2.2
無回答	6.0	3.1	5.0	1.7	0.0

②一緒に暮らしている人

一緒に暮らしている人は、身体障がい者、難病患者では「配偶者」の占める割合が高く、知的障がい者、精神障がい者では「親（父・母）」の占める割合が高くなっています。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
配偶者	41.8	51.2	2.5	20.9	53.3
子ども(子どもの配偶者)	28.2	34.4	1.7	13.0	31.1
親(父・母)	22.3	12.3	65.0	47.0	22.2
兄弟姉妹	10.0	4.8	32.5	16.5	8.9
孫	7.0	8.7	0.8	0.0	0.0
祖父母	3.0	1.1	13.3	3.5	6.7
その他の親族	1.6	1.3	0.8	2.6	0.0
いない(一人で暮らしている)	20.2	19.7	23.3	20.0	15.6
その他	3.8	2.7	6.7	8.7	4.4
無回答	2.0	1.9	2.5	0.0	0.0

③介助者の年齢

介助者の年齢は、障がい種別により異なる傾向がみられ、身体障がい者、精神障がい者では、他の障がい種別と比べて60歳以上の割合が高くなっています。

	全体 n=295	身体障がい者 n=192	知的障がい者 n=68	精神障がい者 n=48	難病患者 n=21
20歳未満	0.7	1.0	0.0	0.0	0.0
20歳～29歳	1.7	1.0	1.5	4.2	9.5
30歳～39歳	7.1	6.3	8.8	6.3	4.8
40歳～49歳	12.5	7.8	23.5	20.8	23.8
50歳～59歳	19.7	18.8	29.4	8.3	14.3
60歳～69歳	23.4	24.5	19.1	18.8	14.3
70歳～79歳	21.4	26.0	13.2	27.1	23.8
80歳～89歳	9.5	10.4	2.9	14.6	0.0
90歳以上	0.3	0.5	0.0	0.0	0.0
無回答	3.7	3.6	1.5	0.0	9.5

④地域で生活するために必要なこと

地域で生活するために必要なことは、すべての障がい種別で「経済的な負担の軽減」が最も高い割合を示しています。また、障がい種別により異なる傾向がみられるところもあり、知的障がい者、精神障がい者では「相談対応等の充実」、難病患者では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

障がい種別により、地域で生活するために必要なことが異なることを踏まえた、適切な支援等が必要であると考えられます。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
経済的な負担の軽減	41.9	39.4	40.0	58.3	51.1
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	30.0	33.9	19.2	20.9	51.1
必要な在宅サービスが適切に利用できること	29.2	31.5	22.5	30.4	33.3
相談対応等の充実	25.4	20.7	40.0	46.1	17.8
障がい者に適した住居の確保	18.6	16.8	28.3	28.7	31.1
地域住民等の理解	17.8	12.4	32.5	45.2	13.3
コミュニケーションについての支援	16.7	12.3	29.2	33.9	8.9
生活訓練等の充実	11.5	9.5	24.2	21.7	15.6
その他	5.4	5.0	6.7	5.2	6.7
無回答	14.3	15.2	10.8	6.1	8.9

⑤外出時に困ることや不便に思うこと

外出時に困ることや不便に思うことは、全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多く、次いで「トイレ」、「建物・駅などの階段」と続いています。身体障がい者では、全体の結果と同様の傾向がみられる一方、知的障がい者、精神障がい者では「困ったときにどうすればいいか心配」、難病患者では「障がい者用の駐車場が少ない」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

外出におけるハード面の整備と、市民の理解を深めることにより安心して外出ができる地域づくりが求められています。

	全体 n=753	身体障がい者 n=549	知的障がい者 n=113	精神障がい者 n=110	難病患者 n=39
公共交通機関が少ない(ない)	23.1	20.2	30.1	35.5	25.6
トイレ	19.7	22.4	14.2	15.5	25.6
建物・駅などの階段	18.7	22.8	8.0	6.4	23.1
道路の段差	16.7	20.2	8.8	9.1	15.4
障がい者用の駐車場が少ない	16.5	21.5	4.4	4.5	28.2
困ったときにどうすればいいか心配	14.1	9.8	26.5	33.6	7.7
外出にお金がかかる	13.1	10.6	15.9	27.3	20.5
発作など突然の身体の変化が心配	11.2	11.7	11.5	16.4	15.4
電車・バスなどへの乗車が困難	8.6	9.7	7.1	9.1	12.8
エレベーターやエスカレーターがない	8.5	10.0	2.7	5.5	15.4
周囲の目が気になる	7.4	4.7	12.4	20.0	5.1
歩道橋	6.1	7.7	0.0	3.6	12.8
信号が早く変わりすぎる	5.2	5.3	2.7	6.4	2.6
介助者が確保できない	3.5	2.4	8.0	2.7	2.6
標識や表示がわかりにくい	3.2	2.7	2.7	4.5	5.1
放置自転車や看板等の障害物	2.0	2.2	0.9	2.7	7.7
改札口が狭い	1.2	0.9	1.8	1.8	5.1
点字ブロックがない	0.4	0.5	0.0	0.9	0.0
特にない	23.6	24.0	25.7	21.8	15.4
その他	2.3	1.5	3.5	2.7	0.0
無回答	9.8	9.8	5.3	8.2	15.4

⑥障がい者の就労支援で必要なこと

障がい者の就労支援で必要なことは、「職場の障がい者への理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が上位に挙げられており、特に精神障がい者の割合が高く、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「通勤手段の確保」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合も、他の障がい種別と比べて高くなっています。

職場における障がいへの理解を深める取組や、障がいの特性に応じて柔軟な働き方ができる職場環境が求められています。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
職場の障がい者への理解	35.8	33.1	37.5	58.3	31.1
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	32.0	28.4	35.0	58.3	35.6
短時間勤務や勤務日数等の配慮	28.4	27.1	23.3	49.6	33.3
通勤手段の確保	26.6	23.1	32.5	40.9	20.0
企業などへの障がい者雇用の義務付けの徹底	23.5	23.3	19.2	32.2	31.1
仕事についての職場外での相談対応、支援	19.1	15.0	26.7	40.9	20.0
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	16.9	19.9	10.0	13.0	22.2
職場で介助や援助等が受けられること	16.2	15.0	21.7	27.0	15.6
在宅勤務の拡充	14.8	14.5	8.3	26.1	24.4
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	14.3	10.0	24.2	32.2	17.8
企業ニーズに合った就労訓練	11.0	9.7	10.8	22.6	13.3
その他	3.1	2.7	3.3	4.3	4.4
無回答	39.6	41.5	40.0	19.1	42.2

⑦園や学校などに望むこと

園や学校などに望むことは、全体では「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が最も多く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」、「障がいに対する教師の理解を深めてほしい」と続いています。

また、知的障がい者では「個別指導を充実してほしい」、「特別支援教育支援員やコーディネーターを増員してほしい」の割合が高いことから、子どもの発育・発達の状況に応じた指導の充実が求められています。

	全体 n=33	身体障がい者 n=14	知的障がい者 n=22	精神障がい者 n=3	難病患者 n=3
能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	51.5	42.9	50.0	100.0	33.3
就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい	48.5	50.0	50.0	66.7	0.0
障がいに対する教師の理解を深めてほしい	42.4	42.9	40.9	66.7	33.3
施設、設備、教材を充実してほしい	42.4	35.7	36.4	66.7	33.3
障がいを理由としたいじめや不登校等の対応をしてほしい	33.3	21.4	36.4	66.7	33.3
個別指導を充実してほしい	27.3	14.3	36.4	33.3	0.0
特別支援教育支援員やコーディネーターを増員してほしい	27.3	21.4	40.9	0.0	66.7
放課後の活動場所を整備してほしい	18.2	14.3	22.7	33.3	33.3
通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	12.1	7.1	13.6	33.3	33.3
障がいの状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	3.0	0.0	4.5	0.0	0.0
医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられるようにしてほしい	3.0	7.1	0.0	0.0	0.0
特に望むことはない	12.1	21.4	13.6	0.0	0.0
その他	3.0	7.1	0.0	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑧相談相手について

相談相手は、すべての障がい種別で「家族や親せき」が最も高い割合を示しています。また、障がい種別により異なる傾向がみられるところもあり、知的障がい者では「施設の指導員など」、精神障がい者、難病患者では「かかりつけの医師や看護師」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

障がい種別により、相談内容も多様であることから、専門的な知識が求められる相談窓口においては、障がいに対する知識の向上を図るなど、相談支援の質の向上を図るとともに、「家族や親せき」、「友人・知人」などへ相談する人も多いことから、障がいに対する正しい知識や福祉サービス等の内容など、あらゆる機会や媒体を活用した情報発信の充実を図る必要があると考えられます。

	全体 n=505	身体障がい者 n=375	知的障がい者 n=66	精神障がい者 n=76	難病患者 n=25
家族や親せき	65.9	69.1	57.6	52.6	80.0
かかりつけの医師や看護師	29.1	29.1	18.2	42.1	60.0
友人・知人	24.2	26.1	22.7	22.4	40.0
施設の指導員など	21.0	14.1	56.1	30.3	8.0
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	18.4	18.4	6.1	25.0	20.0
相談支援事業所の相談窓口	12.7	8.5	28.8	25.0	12.0
行政機関の相談窓口	11.3	11.2	7.6	11.8	16.0
職場の上司や同僚	6.1	4.0	9.1	15.8	0.0
ホームヘルパーなど事業所の人	5.9	6.1	9.1	6.6	4.0
近所の人	5.1	5.9	6.1	1.3	8.0
障がい者団体や家族会	3.0	1.9	13.6	5.3	4.0
民生委員・児童委員	3.0	3.5	1.5	3.9	0.0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0.8	0.3	3.0	1.3	4.0
その他	1.6	1.3	3.0	2.6	0.0
無回答	4.8	5.1	4.5	2.6	0.0

⑨現在や今後の生活で不安に思っていること

現在や今後の生活で不安に思っていることは、「自分の健康・治療に関すること」、「経済や生活費などの金銭的なこと」が上位に挙げられています。また、知的障がい者、精神障がい者では「親の高齢化のこと」、「仕事や就職に関すること」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

社会全体として高齢化が進む中、親亡き後の生活に不安を抱える人も多いことから、親亡き後を見据えた支援の展開も求められています。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
自分の健康・治療に関すること	58.1	60.7	45.0	66.1	71.1
経済や生活費などの金銭的なこと	38.2	35.2	42.5	58.3	48.9
介助をしてくれる人のこと	21.6	22.3	23.3	22.6	20.0
緊急時・災害時に関すること	20.2	19.7	22.5	25.2	13.3
外出・移動に関すること	18.9	17.8	25.0	27.8	20.0
家事(炊事・掃除・洗濯)に関する こと	17.4	14.5	18.3	31.3	17.8
親の高齢化のこと	17.3	11.5	37.5	44.3	22.2
住まいに関すること	12.4	9.7	17.5	23.5	13.3
仕事や就職に関すること	11.5	6.3	22.5	31.3	8.9
家族や地域との関係に関する こと	9.5	8.1	10.8	23.5	11.1
話し相手に関すること	7.4	5.0	11.7	21.7	2.2
恋愛や結婚に関すること	6.2	2.7	16.7	15.7	6.7
情報収集に関すること	6.1	4.7	5.8	15.7	2.2
学校・職場などの人間関係に 関すること	4.9	2.1	14.2	13.0	4.4
就学・進学に関すること	2.1	1.1	9.2	1.7	6.7
特にない	9.2	8.7	14.2	2.6	11.1
その他	1.3	0.8	0.8	1.7	4.4
無回答	14.1	14.9	10.0	8.7	11.1

⑩障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法

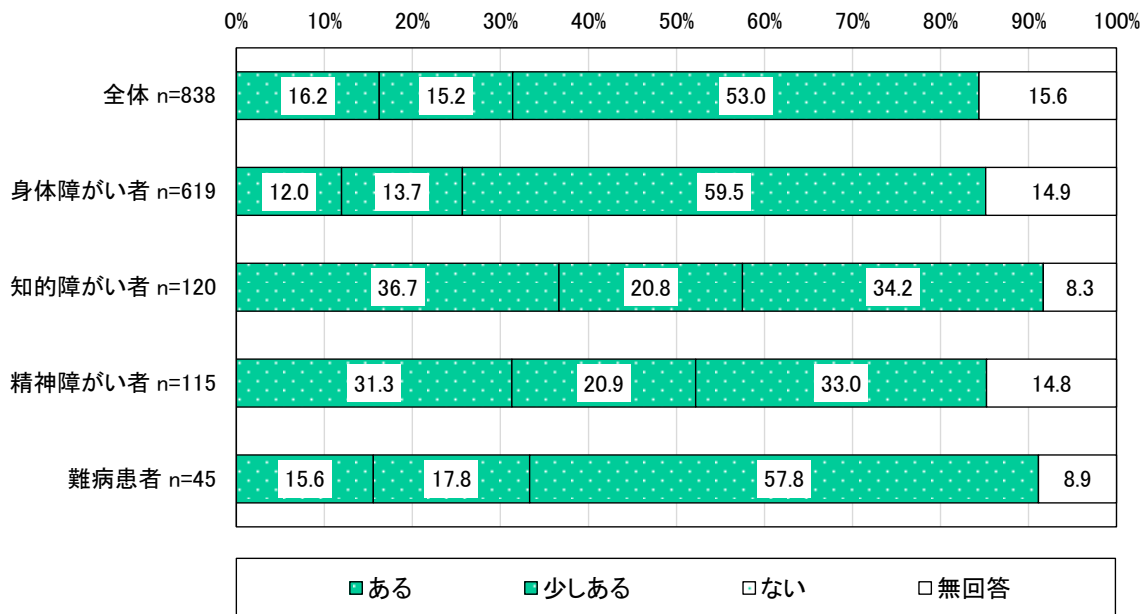
障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法は、「行政機関の広報誌」、「家族や親せき、友人・知人」が上位に挙げられています。また、知的障がい者、精神障がい者では「サービス事業所の人や施設職員」の割合が高く、「インターネット」は精神障がい者、難病患者で割合が高くなっています。

情報が入手できないことにより、適切な支援へとつながらないことも考えられることから、障がいのある人が入手しやすい情報発信や、障がいのある人を支える人たちへの情報発信を行い、適切な知識の普及を図る必要があると考えられます。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
行政機関の広報誌	27.3	31.3	12.5	20.9	37.8
家族や親せき、友人・知人	25.4	23.1	34.2	24.3	26.7
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	24.5	26.7	19.2	24.3	33.3
かかりつけの医師や看護師	20.4	22.1	10.0	27.0	28.9
サービス事業所の人や施設職員	16.3	13.1	27.5	27.0	17.8
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	13.2	13.6	0.8	19.1	11.1
インターネット	13.1	12.1	11.7	20.0	22.2
行政機関の相談窓口	9.9	10.7	10.0	12.2	8.9
相談支援事業所などの民間の相談窓口	5.5	3.4	14.2	7.8	4.4
障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)	3.5	2.3	10.8	3.5	6.7
民生委員・児童委員	2.0	2.3	0.0	1.7	0.0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	1.9	0.5	10.0	1.7	6.7
その他	1.8	1.1	3.3	3.5	0.0
無回答	16.6	16.2	15.8	7.8	8.9

⑪ 差別や嫌な思いの経験

差別や嫌な思いの経験は、「ある」、「少しある」の合計値は、全体では約3割である一方で、知的障がい者では約6割、精神障がい者では約5割となっています。依然として、地域において差別事象が発生している状況がうかがえます。



⑫ 差別や嫌な思いをした場所

差別や嫌な思いをした場所は、「外出先」、「学校・仕事場」が上位に挙げられています。また、「市役所など公的機関または公共施設」は1割から2割程度となっています。地域社会や教育現場等へ差別解消の普及啓発を図るとともに、市が率先して差別解消のため、障がいのある人への理解を深めることが必要であると考えられます。

	全体 n=263	身体障がい者 n=159	知的障がい者 n=69	精神障がい者 n=60	難病患者 n=15
外出先	43.3	49.1	42.0	35.0	26.7
学校・仕事場	31.2	20.8	49.3	41.7	33.3
住んでいる地域	20.9	18.2	23.2	36.7	26.7
病院などの医療機関	17.9	17.6	17.4	18.3	6.7
余暇を楽しむとき	17.5	21.4	10.1	10.0	33.3
市役所など公的機関または公共施設	15.2	17.6	7.2	25.0	20.0
仕事を探すとき	12.9	15.1	4.3	18.3	13.3
その他	4.9	2.5	4.3	10.0	0.0
無回答	3.4	4.4	1.4	1.7	0.0

⑬災害時に困ること

災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）が不安」が上位に挙げられています。また、知的障がい者では「安全なところまで、避難することができない」、「救助を求めることができない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

近年、自然災害の発生頻度が高まる中、特に災害弱者といわれる障がいのある人や高齢者等の避難体制の整備や、障がいの特性に応じた避難所における配慮等の整備が急務とされ、様々な分野で検討しています。災害時における連絡体制や施設整備を含め効率的な避難体制支援の確保とともに、平常時から支援を必要とする方の状況把握、地域住民が相互に協力しあえる体制づくり等、災害に対する地域力を高める取組が重要であると考えられます。

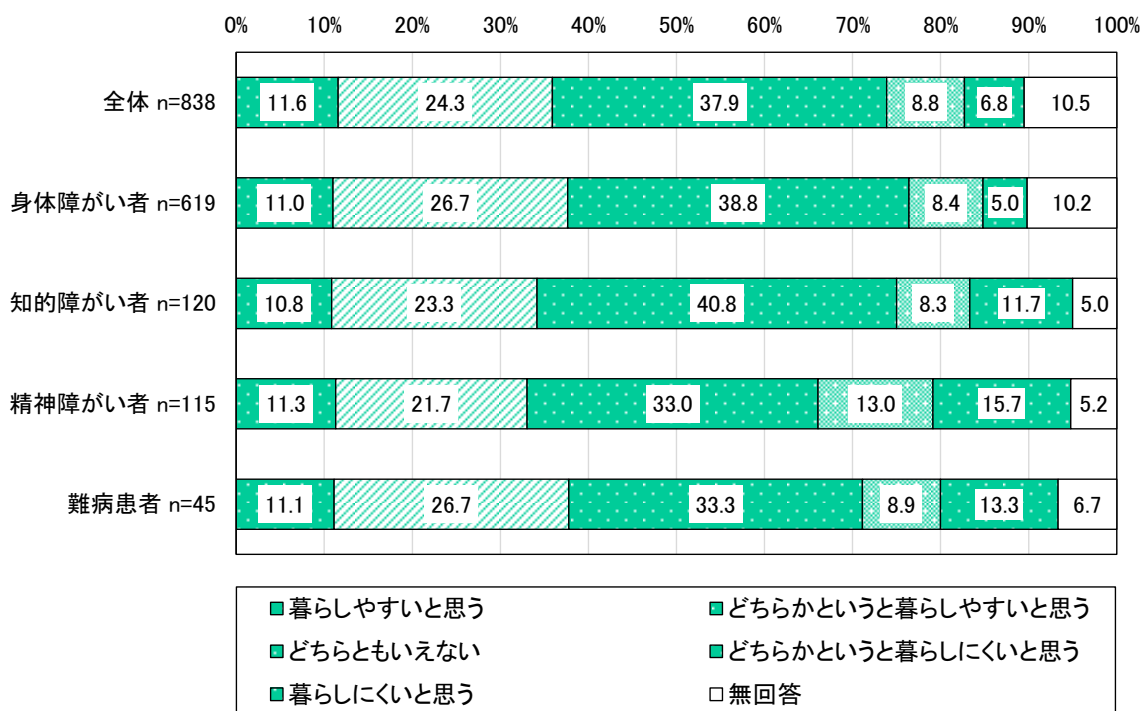
	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
投薬や治療が受けられない	42.1	42.8	26.7	58.3	48.9
避難場所の設備（トイレ等）が不安	35.0	36.0	30.0	34.8	31.1
安全なところまで、避難することができない	29.2	27.9	43.3	20.9	35.6
生活環境が不安	28.4	26.2	35.0	39.1	26.7
情報を入手することができない	22.9	17.8	40.0	33.9	22.2
救助を求めることができない	17.7	15.0	38.3	17.4	22.2
周囲とコミュニケーションがとれない	15.6	10.0	35.8	27.8	15.6
補装具や日常生活用具の入手が困難になる	10.9	12.3	9.2	7.0	17.8
補装具の使用が困難になる	9.4	11.0	7.5	2.6	6.7
特にない	12.8	13.6	13.3	8.7	4.4
その他	1.4	0.8	0.8	3.5	2.2
無回答	12.6	12.9	6.7	9.6	8.9

⑭小美玉市の暮らしやすさ

小美玉市の暮らしやすさは、「暮らしやすいと思う」、「どちらかという暮らしやすいと思う」の合計値は、全体が 35.9%、身体障がい者が 37.7%、知的障がい者が 34.1%、精神障がい者が 33.0%、難病患者が 37.8%となっています。

一方で、「暮らしにくいと思う」、「どちらかという暮らしにくいと思う」の合計値は、全体が 15.6%、身体障がい者が 13.4%、知的障がい者が 20.0%、精神障がい者が 28.7%、難病患者が 22.2%となっています。

精神障がい者は、他の障がい種別に比べて、暮らしにくいと思う割合が高くなっています。



⑮障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことは、「障がいや障がい者問題に関する広報・啓発活動の推進」、「福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流」が上位に挙げられています。また、知的障がい者では「学校等における人権教育の充実」、精神障がい者では「障がいのある人の積極的な社会への進出」の割合が高くなっています。

様々な機会等を通して、障がいへの理解を深める取組が求められています。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
障がいや障がい者問題に関する 広報・啓発活動の推進	27.4	28.8	29.2	32.2	33.3
福祉施設、教育機関等と地域住民 との日常的な交流	19.2	17.6	25.0	23.5	13.3
学校等における人権教育の充実	18.7	16.2	30.8	25.2	20.0
障がいのある人の積極的な社会 への進出	18.7	17.3	19.2	33.9	15.6
障がいへの理解を深めるために活 動する市民団体などへの支援	18.4	17.6	23.3	26.1	22.2
障がいのある人へのボランティア 活動の推進	18.3	18.6	19.2	22.6	11.1
障がいのある人との市民交流を通 じての理解と参加の促進	15.4	14.7	17.5	21.7	15.6
障がいに関する講演会や研修会 の開催	14.0	12.4	23.3	21.7	15.6
わからない	27.2	27.8	30.0	25.2	24.4
特になし	10.5	10.5	11.7	10.4	13.3
その他	1.4	1.3	1.7	1.7	4.4
無回答	12.5	12.1	6.7	7.0	6.7

⑩今後重要だと思う福祉施策

今後重要だと思う福祉施策は、「相談窓口や情報提供の充実」、「健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実」が上位に挙げられています。障がい種別により、重要だと思う福祉施策には異なる傾向がみられることから、障がいの特性を理解した上での施策展開が求められています。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
相談窓口や情報提供の充実	39.7	39.1	43.3	50.4	42.2
健康管理、医療、リハビリテーションなど保健・医療の充実	33.8	33.6	37.5	31.3	33.3
障がいや障がいがある人への理解を促進するための普及・啓発	32.6	33.1	37.5	42.6	40.0
災害等の非常時の情報提供・避難体制の整備	28.0	28.1	32.5	30.4	24.4
外出支援の充実や交通機関等の整備(移動手段の確保)	27.9	27.6	30.0	32.2	26.7
安心して住める住宅の整備	23.0	22.8	24.2	27.8	20.0
道路や建物などの段差を解消するなど安全で快適な街づくりの推進	22.8	24.7	19.2	15.7	24.4
就労に向けた支援の充実と雇用の促進	20.3	16.6	30.8	33.0	24.4
差別の解消や権利擁護の推進	20.2	16.0	34.2	36.5	22.2
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	20.0	22.0	20.0	18.3	15.6
障がいの状況に応じた適切な保育、教育の充実	18.1	16.3	32.5	18.3	15.6
グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実	16.6	13.4	31.7	22.6	15.6
障がいの早期発見・早期療育体制の充実	15.6	13.2	24.2	24.3	6.7
当事者や家族へのカウンセリングの充実	15.6	11.8	30.8	32.2	6.7
市内企業、公共機関の障がい者雇用の促進	15.5	13.7	21.7	22.6	20.0
生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実	14.7	13.1	24.2	17.4	13.3
入所施設や病院から地域生活への移行の推進	14.6	15.8	15.0	18.3	13.3
スポーツやレクリエーション、文化活動などの社会参加活動の推進	11.8	11.6	15.8	13.9	4.4
コミュニケーション支援の充実	8.9	7.1	13.3	14.8	2.2
ピアカウンセリングの充実	6.8	5.5	10.0	16.5	2.2
その他	2.6	2.4	2.5	5.2	0.0
無回答	19.3	19.5	15.8	7.0	20.0

⑰ 家族や介助者が介助することについて感じていること

家族や介助者が介助することについて感じていることは、「自分が介助できなくなった場合のことが不安」、「自分自身の健康に不安がある」が上位に挙げられています。また、知的障がい者では「精神的負担が大きい」、精神障がい者、難病患者では「経済的負担が大きい」の割合が、他の障がい種別に比べて高くなっています。

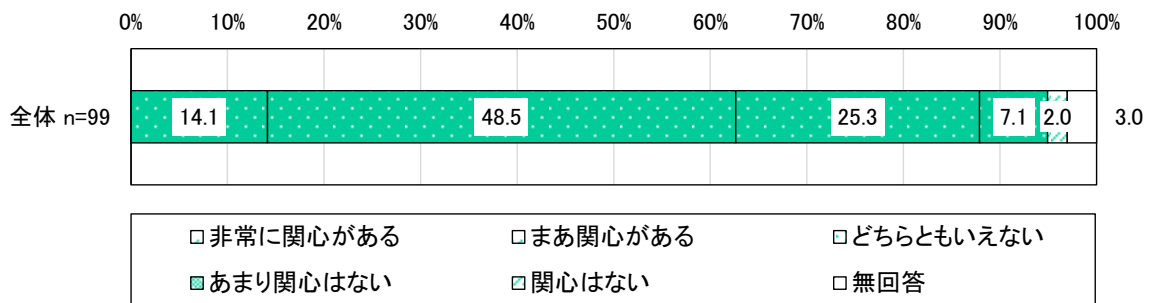
介助ができることへの不安や、自分自身の健康への不安に加えて、精神的・身体的・経済的負担感が大きいことがわかります。障がいの特性や介助者の年齢、家族構成等、障がいのある人を取り巻く環境によっても不安感や負担感は異なると考えられることから、障がいのある人の生活環境を把握した上で、障がいのある人への支援、介助者への支援施策を検討する必要があると考えられます。

	全体 n=838	身体障がい者 n=619	知的障がい者 n=120	精神障がい者 n=115	難病患者 n=45
自分が介助できなくなった場合のことが不安	26.7	25.2	43.3	30.4	35.6
自分自身の健康に不安がある	20.0	19.9	25.8	26.1	22.2
精神的負担が大きい	17.2	15.5	30.8	26.1	17.8
身体的負担が大きい	12.4	12.4	15.0	10.4	8.9
経済的負担が大きい	12.4	12.6	10.8	19.1	17.8
自分の時間が持てない	9.2	8.6	13.3	8.7	11.1
仕事・家事が十分にできない	7.5	6.8	14.2	10.4	6.7
休息や息抜きの時間がない	7.2	6.6	14.2	7.8	2.2
生きがい・充実を感じている	5.3	4.2	14.2	7.0	2.2
仲間・友人ができた	4.5	2.1	13.3	4.3	4.4
特にない	8.5	8.7	5.0	7.0	20.0
その他	1.4	1.1	0.8	0.0	0.0
無回答	45.7	49.3	26.7	43.5	28.9

(3) 市民アンケート調査結果 (抜粋)

①福祉に関する関心度

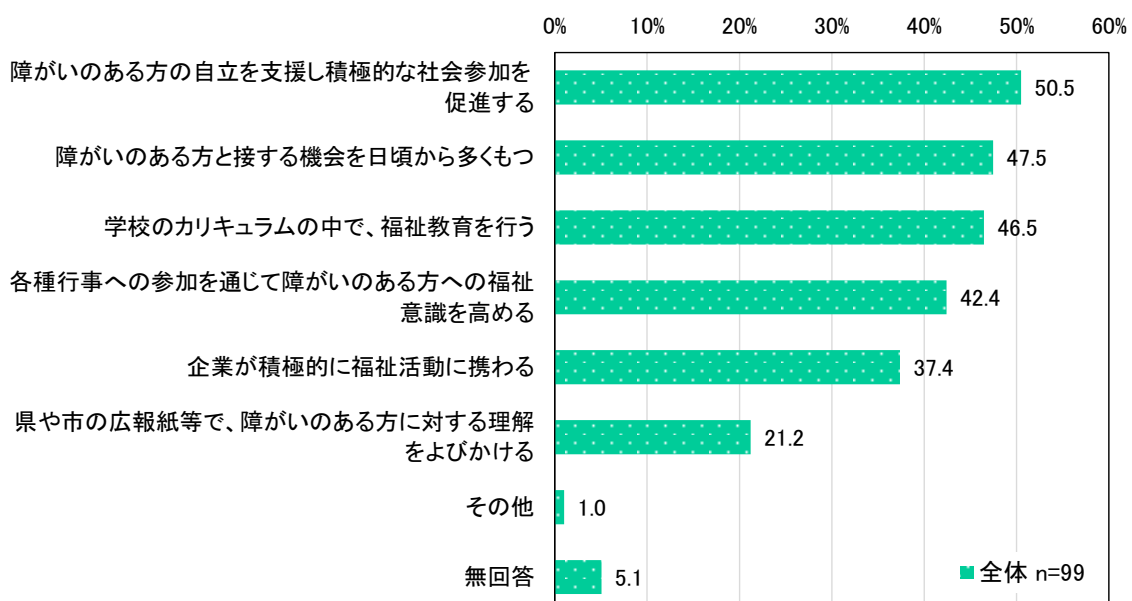
福祉に関する関心度は、「非常に興味がある」、「まあ興味がある」の合計値は、62.6%となっています。一方で、「関心はない」、「あまり関心はない」の合計値は、9.1%となっています。



②障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要なこと

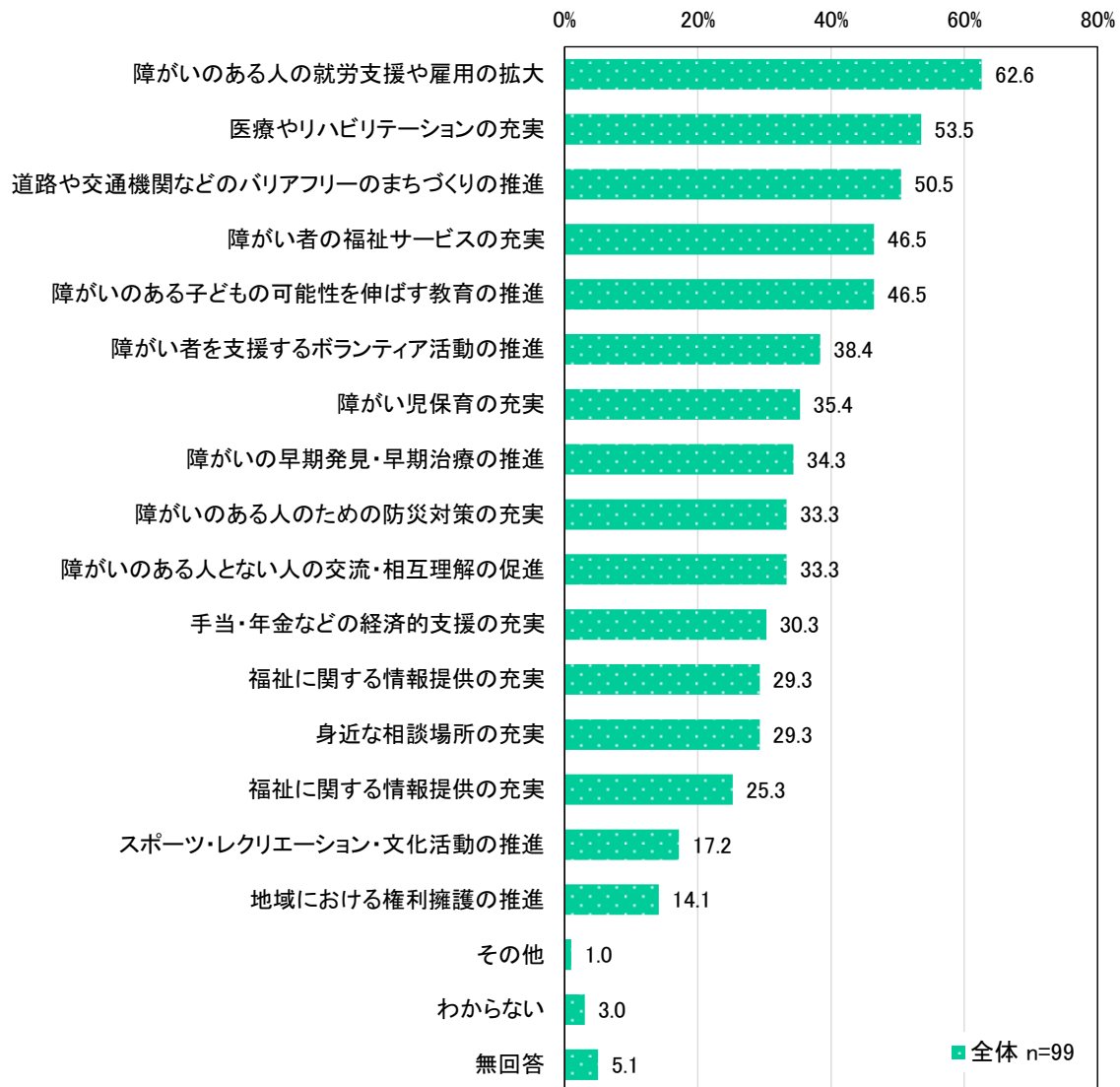
障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要なことは、「障がいのある方の自立を支援し積極的な社会参加を促進する」が50.5%で最も高く、次いで「障がいのある方と接する機会を日頃から多くもつ」が47.5%、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が46.5%となっています。

福祉のまちづくりを推進していくために、障がい者向けのアンケート調査でも、市民の障がいに対する理解促進への要望がみられることから、障がいのある人の積極的な社会参加を促進するとともに、イベント等を活用した交流の機会の創出や、福祉教育の充実を図るなどを通じて、市民の理解を深めていく取組が求められています。



③障がいのある人にとって、必要な福祉施策

障がいのある人にとって、必要な福祉施策は、「障がいのある人の就労支援や雇用の拡大」が62.6%で最も高く、次いで「医療やリハビリテーションの充実」が53.5%、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」が50.5%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、前回の考え方を継承するとともに、国の「障害者基本計画」、茨城県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえて、次のように定めます。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

基本理念

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

2 基本目標

本市の「小美玉市第2次総合計画」での保健医療福祉部門の基本目標「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」のもと、障がい者福祉の充実のため、6つの基本目標を掲げます。

また、基本目標の実現には、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、実施事業の方向性や必要性について適宜見直しを行い、市民サービス及び市民満足度の向上に努めます。

基本目標1 理解とふれあいをめざして

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を図るため、市民が障がい者への理解を一層深めることはもちろん、障害者差別解消法の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消、虐待防止、さらには障がい者の権利を守るための取り組み等を総合的に推進することが求められます。

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、全ての市民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進するとともに、市民によるボランティア活動や合理的配慮等の実践を促進します。

基本目標2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

障がい児が、将来、社会に出て自立していきいきと生活していくためには、その子が持っている可能性を最大限に伸ばし、自分の力で生活するための基礎・基本を身につけることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが、自らの個性や教育的ニーズに応じて支援・指導を受けられる療育・教育環境の充実を図ります。

基本目標3 自立と社会参加の促進をめざして

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。

また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援の充実等に取り組めます。

基本目標4 地域における生活支援の充実をめざして

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標5 保健・医療の充実をめざして

障がいの原因には、先天性のものと後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育を図るとともに、障がいの発生予防に努めることが重要です。

また、障がいのある人には、定期的な医療を必要とする人もおり、特に難病の人は精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の展開が求められています。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たします。

全ての市民の障がいの発生予防と早期発見・対応に努めるとともに、障がいの程度や種類に応じて適切な保健・医療サービスの提供を図ります。

基本目標6 安心して暮らせる生活環境をめざして

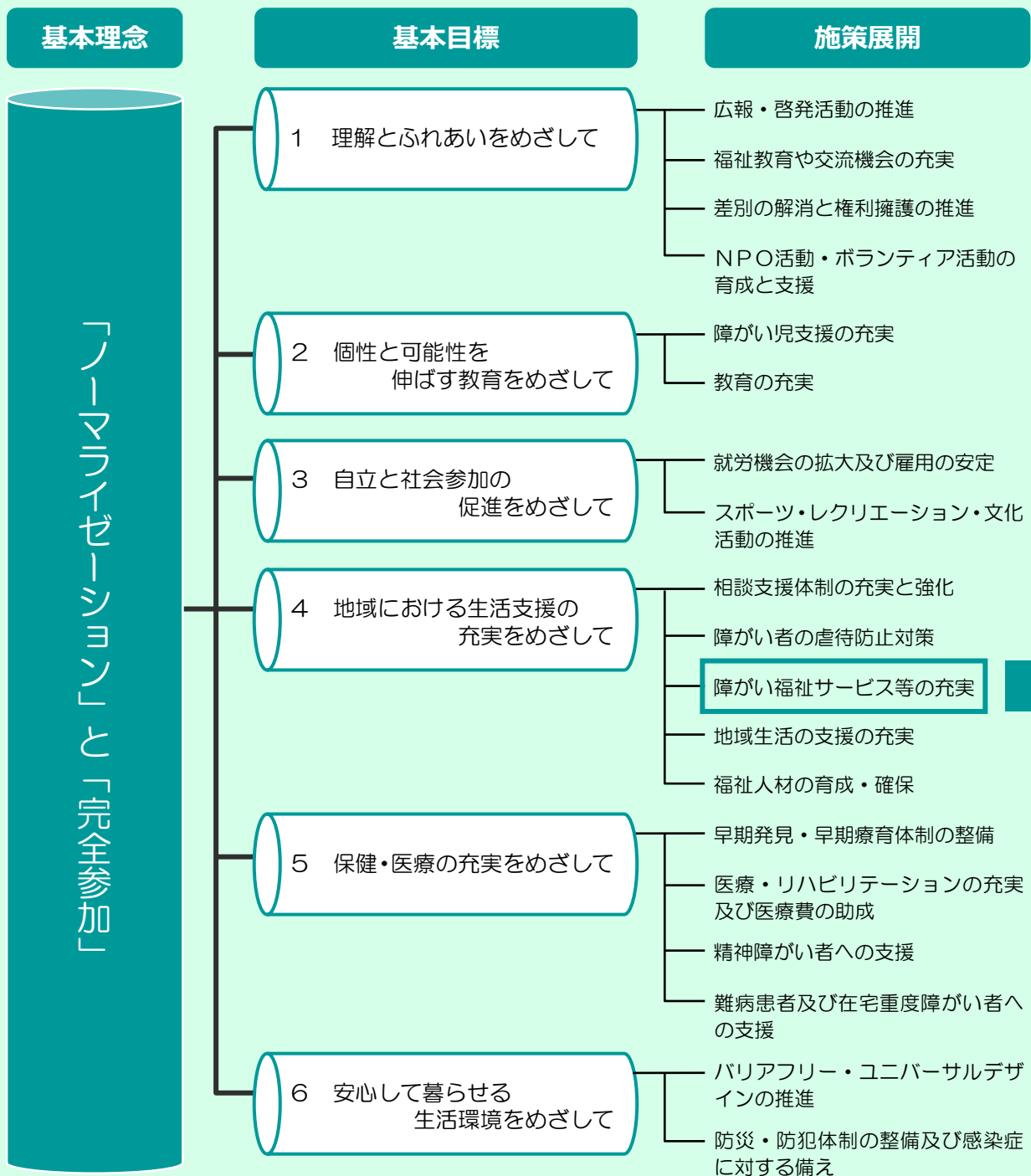
障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策及び感染症対策の充実に取り組みます。

3 施策の体系

障がい者計画は、国の障害者基本計画に基づく障がい者福祉施策全般にわたる総合計画です。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者計画の中の障がい福祉サービス等に関する計画となっています。

小美玉市障がい者計画（障害者基本法による）



小美玉市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
 【障害者総合支援法・児童福祉法等によるサービス】

成果目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 発達障がい者等に対する支援
- 7 相談支援体制の充実・強化等
- 8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の見込量

障がい福祉サービス等

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 計画相談支援・地域相談支援
- 障がい児支援
- その他のサービス

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業等
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- その他の事業

第 2 部

障がい者計画

基本目標 1 理解とふれあいをめざして

1 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もそうでない人も共に生活し活動できる共生社会の実現のためには、障がいのある人のおかれた環境を十分に理解し、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障壁（バリア）を解消していくことが必要です。

そのためには、施設整備等のバリアフリーだけではなく、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）をなくし、お互いを思いやり支え合う「こころのバリアフリー」を推進することが大切です。

障がいや障がい者に対する理解を広める広報・啓発活動として、市広報紙等への記事掲載や各種パンフレットの配布等をはじめ、障害者週間（12月3日～9日）には啓発ポスターを庁舎や公共施設に掲示するなど障害者週間の周知にも努めてきました。

さらに、市内の様々な行事やイベントに際し、障がい者が参画しやすい環境づくりや、障がい者と住民が交流する機会の充実に取り組んできました。

今後も、広報・啓発活動の充実を図り、「こころのバリアフリー」の一層の推進に努めます。

<障がい者アンケート調査結果より>

●今後重要だと思う福祉施策	
選択肢：「障がいや障がいがある人への理解を促進するための普及・啓発」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体 32.6% ・身体障がい者 33.1% ・知的障がい者 37.5% ・精神障がい者 42.6% ・難病患者 40.0% 	<p>すべての障がい種別で3割を超えており、精神障がい者では4割を超えています。</p> <p>障がいや障がいのある人への理解を促進するための取組が求められています。</p>

<具体的施策>

施策名	施策の内容
広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動の推進	障がい者の理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、「広報おみたま」やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。
講演会・講座等による理解の促進	各種社会教育の講演会・講座等において、障がいの特性及び障がい者の理解につながるテーマをとり上げ、市民が障がいに対する理解を深める機会を確保します。
行政機関と各関係機関との連携体制の強化	小美玉市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体と地域課題を共有するなど連携を強化し、福祉に対する理解の促進を図ります。

2 福祉教育や交流機会の充実

障がい者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する理解を深め、「こころのバリアフリー」を育て上げていく必要があります。

そのためには、幼い頃からの福祉教育や障がい者との交流活動を推進することが、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義があるものであり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。

これまで、学校教育の場において、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるための福祉教育を推進してきました。また、思いやりや助け合いのこころを育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進してきましたが、より一層の充実を図る必要があります。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」の実現には、特別支援教育への理解を深めることが求められています。

今後、学校教育の場において、このような動きに対応した福祉教育を計画的に推進していきます。また、障がいのある人との交流を通じてコミュニケーションを図ることにより、互いに理解し合うことが大切であるため、障がいのある人もない人も地域で気軽に交流できるような場づくりをしていきます。

<障がい者アンケート調査結果より>

●障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

上位3位の選択肢

第1位	障がいや障がい者問題に関する広報・啓発活動の推進	27.4%
第2位	福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流	19.2%
第3位	学校等における人権教育の充実	18.7%
第3位	障がいのある人の積極的な社会への進出	18.7%

広報・啓発活動を推進することにより理解を深める必要があると考えている方が多く、その他、日常的な交流や、学校等における教育を通じて理解を深めていく必要があると考えられています。また、障がいのある人も積極的に社会へと進出することが理解を深められると考えられています。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
福祉教育体制の整備と充実	福祉教育を推進する上では、学校教育に携わる教職員の福祉に対する理解が必要になってくるため、研修や情報交換等の機会の場を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めるとともに、福祉教育を積極的に推進します。
福祉教育の推進	学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。
福祉に関する啓発や福祉活動の推進	福祉に対する理解を促進するため、福祉活動を推進します。
特別支援教育理解啓発リーフレットの配布	特別支援教育理解啓発リーフレットを小学校1年生の保護者に配布し、特別支援教育についての理解啓発を図ります。
交流・ふれあいの場の拡大及び支援	障がいのある人とそうでない人がふれあえる場を提供するとともに、障がいのある人の負担を軽減し、気軽に参加できるように支援します。
イベント・教養講座等における交流支援	イベント・教養講座等を開催する際に障がいのある人とそうでない人の交流が図れるよう支援します。

3 差別の解消と権利擁護の推進

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、何が差別となるのかが定義され、障がいのある人そうでない人が、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められています。

そのため、障がいのある人に対する差別や合理的配慮の提供を推進する取り組みを進めます。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築が求められています。本市の福祉部門における計画である小美玉市地域福祉計画や小美玉市高齢者福祉計画等、成年後見制度の利用促進に関連する他計画との整合を図りながら、パンフレット等を活用した普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、利用希望者に対して的確に対応できる相談窓口の設置等、県央地域定住自立圏構想に基づく「県央地域成年後見支援事業」を活用し、成年後見制度の利用促進に係る取り組みを強化します。なお、中核機関の設置については広域中核機関（水戸市及び水戸市社会福祉協議会）が中心となり、県央地域9市町村が連携することにより整備していきます。

親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、よりこれらの関連制度を利用しやすいネットワークづくりに取り組みます。

<障がい者アンケート調査結果より>

●差別や嫌な思いの経験

選択肢：「ある」

- ・全体..... 16.2%
- ・身体障がい者..... 12.0%
- ・知的障がい者..... 36.7%
- ・精神障がい者..... 31.3%
- ・難病患者..... 15.6%

特に知的障がい者と精神障がい者の割合が高くなっています。また、差別や嫌な思いをした場所では、外出先や学校、職場が上位に挙げられています。依然として、差別事象が起きていることから、地域社会への差別解消の普及啓発を図る必要があります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進	障害者差別解消法の適切な運用を図り、障がい者を理由とする差別解消に向けた普及啓発とその取り組みを推進します。
日常生活自立支援事業の周知と利用促進	障がい者の権利を守るため、小美玉市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
成年後見制度の周知と利用支援	成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度の周知及び利用の促進に努めます。
行政サービス等における配慮	行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。

4 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

障がい者が身近な地域で安心して生活し、充実した社会生活を送るためには、公的なサービスだけでは対応できないような個々のニーズに合った支援体制が必要となります。そのためには、障がい者団体やボランティア団体等をはじめとする地域の人たちが、多様な活動を実践していくことが求められています。

ボランティアに関する情報の提供や、ボランティア養成講座の開催により人材育成に努めていますが、ボランティアの高齢化が課題となっており、新たな人材の発掘やニーズに合った養成講座の開催を検討していく必要があります。

<市民アンケート調査結果より>

●障がい者を支援するボランティア活動に参加したことがあるか	
・ たびたびある.....2.0%	参加したことがある方は約1割程度で、多くの方は参加したことがないと回答しています。様々な情報発信や機会を通じて、ボランティア活動へ参加するきっかけづくりも重要だと考えられます。
・ 過去に何回かある... 10.1%	
・ ない..... 80.8%	
・ 無回答..... 7.1%	

■障がい者の生活支援を行っているボランティア団体

団体名	活動内容
話し方教室	市の広報紙や図書を朗読録音し、目の不自由な方に送る「声のテープ」の制作や朗読劇による施設慰問を実施している。
手話サークル ストケシア	手話による聴覚障がい者との交流会や学校への手話指導のボランティア活動を行っている。
点訳サークル てんとうむし	社会福祉協議会の講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行っている。
ハートフルハンド玉里	学校や社会福祉協議会での手話の指導等を行っている。
手話サークル ポプリ	学校や地域の行事（高齢者サロンや三世代交流）などで手話の指導等を行っている。
こころのサポーター	社会福祉協議会の講座の受講生が結成。研修会への参加や勉強会を行っていて、精神障がい者に対するボランティア活動を行っている。

資料：小美玉市社会福祉協議会調べ（令和2年11月1日現在）

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
NPO・ボランティア活動の支援	NPO・ボランティア活動は、障がい者が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っていると同時に、市民が障がいに対して理解を深める機会となっています。ボランティア活動の拠点づくりとともに、NPO・ボランティア活動を支援します。
NPO・ボランティアの人材育成	NPO・ボランティア活動に対する学習機会の提供やボランティア養成講座等の充実を図り、福祉活動の人材育成に努めます。
ボランティア活動への参加の促進	市民にボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、小美玉市社会福祉協議会等の活動や地域住民が主体的に参加しやすい環境を整え、ボランティア活動への参加の促進を図ります。

基本目標 2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

1 障がい児支援の充実

障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、一人ひとりの状況に応じた療育が大切です。小学校への就学も見据え、乳幼児期から保育所や幼稚園及び医療機関等の関連機関と連携し、障がいのある子どもの支援をしていく必要があります。

また、障がいのある乳幼児が保育所や幼稚園等を利用しやすいようにするための施設整備の支援や保育施設の運営の助成を行っていくとともに、障がいのある乳幼児の保育に関わる人材の育成が必要です。

本市では、療育や就学等の相談、指導については関係機関が連携し、相談体制を充実させ、障がいのある乳幼児やその家族のニーズにあった支援を行っていきます。

<障がい者アンケート調査結果より>

●今後重要だと思う福祉施策

選択肢：「障がいの状況に応じた適切な保育、教育の充実」

・全体	18.1%
・身体障がい者	16.3%
・知的障がい者	32.5%
・精神障がい者	18.3%
・難病患者	15.6%

知的障がい者では3割を超える結果となっており、他の障がい種別と比べて適切な保育、教育の充実を望む方が多くなっています。

<具体的施策>

施策名	施策の内容
保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進	保育所・幼稚園・児童発達支援等における障がいのある児童の受入や、そのための職員配置を行うとともに、設備等の充実を図り障がい児療育の推進を図ります。
障がい児保育等の充実	障がい児を受け入れる保育所、幼稚園等の職員の資質の向上を図り、障がい児保育、教育の研修活動を推進します。 また、早期発見・早期対応や特別支援教育へのスムーズな移行を図るために、保育所、幼稚園等と巡回支援専門員との連携強化に努めます。
相談体制の充実	障がいのある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育が受けられる相談体制を充実します。

施策名	施策の内容
一貫した早期療育体制の整備	障がいを早期に発見し、障がいの軽減と発達・成長を最大限に導き出すため、障がいの疑いがある乳幼児に対し、適切な指導を行える人材を確保し、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制の整備に努めます。
親の会との連携	障がいのある児童をもつ家族同士のコミュニティ形成を支援し、障がいのある児童の家族が孤立しないように努めます。
放課後児童対策事業の充実	児童クラブにおいて障がいのある児童にも対応ができるよう、放課後を安全に過ごせる環境の整備と支援員の資質向上に取り組めます。
特別支援学校放課後児童対策事業の推進	特別支援学校に通学する児童生徒の放課後における健全な育成を推進する団体に対して支援を行います。
医療的ケア児の支援の充実	保健、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、医療的ケア児に対する支援の充実に努めます。

2 教育の充実

障がいのある子どもの教育は、自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

特に、発達障がいのある子どもや、障がいの重度・重複化、多様化に対応した支援が求められています。そのためには、教職員の障がいのある子ども及び特別支援教育に対する理解を深め、支援体制の充実を図る必要があります。

そのため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障がいのある子とない子が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の充実を図ります。

また、個別の支援計画の作成と活用、合理的配慮の決定・提供により、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒の理解と学習上又は生活上の困難に対する適切な指導の工夫・改善を図ります。

さらに、就学期を迎え、新たな進路を選択する時期にある障がいのある子どもとその家族にとって、教育機会の選択は大きな岐路の一つとなります。就学前から就学中、卒業後の一貫した相談体制を充実します。

<障がい者アンケート調査結果より>

●園・学校などに望むこと

上位3位の選択肢

第1位	能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	51.5%
第2位	就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい	48.5%
第3位	障がいに対する教師の理解を深めてほしい	42.4%
第3位	施設、設備、教材を充実してほしい	42.4%

障がいの状況に応じた指導やライフステージに応じた相談体制の充実を望んでいる方が多くなっています。また、教師の理解や教育環境の充実を望む方が多く、教師の理解や教育環境の充実を図りながら、ライフステージに応じた指導や相談支援を行っていくことが重要であると考えられます。

■特別支援学級の設置状況

○小学校

学校名	区分			学校名	区分		
	知的	自・情	言語		知的	自・情	言語
小川南小学校	○	○	○	堅倉小学校	○	○	
野田小学校	○	○		納場小学校	○	○	○
上吉影小学校		○		玉里小学校	○	○	
下吉影小学校	○			玉里北小学校	○	○	
竹原小学校	○	○		玉里東小学校	○	○	
羽鳥小学校	○	○					

○中学校

学校名	区分			学校名	区分		
	知的	自・情	言語		知的	自・情	言語
小川南中学校	○	○		美野里中学校	○	○	
小川北中学校	○	○		玉里中学校	○	○	

<具体的施策>

施策名	施策の内容
一貫した教育的支援	個別の教育支援計画作成を推進し、保・幼・小・中における個別の教育的支援の円滑な接続を推進します。
生活介助員の配置	一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じ、市内公立幼稚園・小中学校に生活介助員を配置し、学級生活の支援と教育の充実に努めます。
特別支援教育に関わる教職員の研修等の実施	生活介助員に向けた研修を積極的に行い、より充実した支援・教育の向上に努めます。
教育相談体制の充実	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実を図ります。また、本人だけでなく保護者も支援できる体制の整備に努め、社会的・経済的な自立も視野に入れた指導を行っていきます。
早期からの教育支援及び進路指導體制の充実	障がいのある児童・生徒それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。また、進路選択を円滑にするため、障がいのある児童・生徒の適正な把握に努め、学校選択の指導等による適正な就学の推進を図ります。

基本目標 3 自立と社会参加の促進をめざして

1 就労機会の拡大及び雇用の安定

障がい者が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、地域で様々な組織が連携し、就労を支援していくことが重要です。一般企業への就労だけではなく、就労意欲を持つ障がい者がその適性と能力に応じて就労できるように、多様な就労の場の確保が課題となっています。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されました。

また同時に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等の公共機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がいのある人の経済面での自立を推進しています。

平成28年4月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とそうでない人の均等な機会及び待遇の確保等が図られました。また、この法改正では、平成30年4月から新たに精神障がい者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加され、精神障がい者の雇用の義務化に伴う、法定雇用率の引き上げが行われるなど、障がいのある人への雇用環境の整備が進められてきています。

今後も障がいの状態や特性に応じた多様な就労の場の確保し、就職した障がい者が職場に適應して継続的に働くことができる環境づくりが求められています。

障がい者の雇用の促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した支援を実施します。また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

<障がい者アンケート調査結果より>

●障がい者の就労支援として必要だと思うこと

上位3位の選択肢

第1位	職場の障がい者への理解.....	35.8%
第2位	職場の上司や同僚に障がいの理解があること.....	32.0%
第3位	短時間勤務や勤務日数等の配慮.....	28.4%

就労支援としては、職場や職場の人の理解が必要であると考えている方が多く、短時間勤務等、障がいの状況に応じた柔軟な働き方ができる職場環境を望む方が多くなっています。

■石岡管内（小美玉市と石岡市）の民間企業の雇用状況

年度	雇用障がい者数（人）	実雇用率（％）
平成27年度	194	1.80
平成28年度	196	1.83
平成29年度	168	1.85
平成30年度	195	1.83
令和元年度	202	1.89

資料：ハローワーク石岡（各年6月1日現在）

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
就労の場の確保と拡大	国、県、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して、障がいの者の雇用の場の確保と拡大を図ります。
就労環境の整備	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、本市において障がい者雇用に努めるとともに、民間企業に対し障がい者雇用の促進について理解・協力を求めています。 また、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障がい者ができるだけ安定した一般就労に就けるよう、障がいの特性に応じた就労支援策を推進します。
就労支援の推進	就労に必要な知識や能力向上のため、必要な訓練を行う就労系サービスの制度周知を図るとともに、積極的な利用を推進します。
障がい者優先調達推進の推進	障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。
職業紹介の充実	障がいの種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者就労支援センター等と連携し、相談や情報提供の充実を図ります。
就労後の就労定着相談体制の充実	企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用をはじめ、一般就労へ移行した障がい者に対して、就労定着支援サービスを活用した相談体制を充実します。 また、障がい者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用について働きかけます。

2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。障がい者を対象としたスポーツや文化活動を提供し、地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、生きがいつくりを支援しています。

本市では、障がい者スポーツの普及を図るとともに、体力増強・交流・余暇等の充実を図り、社会参加を促進することを目的に、障がい者スポーツ・レクリエーション教室を開催しています。

また、茨城県ゆうあいスポーツ大会、茨城県身体障害者スポーツ大会やナイスハートふれあいフェスティバルなど障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション・文化活動に多くの方が参加しています。

障がい者の自己表現や社会参加の意欲が年々高まっています。生涯学習やレクリエーション、文化活動は、生きがいの創造や社会参加への意欲を高めていく上で極めて大事であることから、教育・文化活動など多様な活動の機会を創出していく必要があります。

また、2021年の東京パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの振興について、一層の気運醸成を図るとともに、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めます。

さらに、障がい者の社会参加を促進するために、外出する際の移動等の支援を実施します。

<障がい者アンケート調査結果より>

●地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと

上位3位の選択肢

第1位	参加しやすい機会、場所、仲間.....	41.3%
第2位	人々の障がい者に対する理解.....	24.2%
第3位	外出を支援する移送サービス.....	22.6%

特に、参加しやすい機会、場所、仲間が大切であると考えられており、積極的な参加を促進するためには、イベント等の機会の充実や仲間づくり等が大切であることがうかがえます。また、社会参加においても障がいのある人への理解が大切であるとともに、外出時の移送サービスに対する回答も多くなっています。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
障がい者スポーツ・レクリエーション教室の実施	障がいがある人もない人も、誰もがスポーツに親しむ機会を創出し、スポーツ・レクリエーション活動を通じた体力向上、交流、余暇活動等、障がい者の社会参加を促進します。
芸術文化活動の振興	障がい者の文化活動への参加に配慮した文化振興施策の充実を図ります。また、障がい者の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。
障がい者に関する学習機会の充実	障がい者が生涯学習に触れる機会の充実を目指すとともに、障がい者の学習をサポートする人員の育成を図ります。
障がい者も楽しめるスポーツ活動及び各種教室等の支援	体力や年齢、あるいは興味や活動意欲等に応じ、日常的にスポーツ・文化活動に親しめるよう、関係機関と連携して各種スポーツ大会や教養講座等の教室開催の支援に努めます。
移動支援の充実	屋外において単独での移動が困難な障がい者へ、外出時の移動を支援する福祉サービスを提供し、スポーツや文化活動等へ参加する機会の充実を図ります。

基本目標 4 地域における生活支援の充実をめざして

1 相談支援体制の充実と強化

不便や不安を感じることは、障がいの有無に関わらず、日常生活において少なくありません。手帳の交付や更新等に関わる各種手続きや利用するサービスに関すること等、障がい者又はその家族特有の問題を解決するためには、専門的な知識が必要となります。

また、障がい者やその家族が相談できる場所として、相談支援事業所等の機関はもちろん、民生委員・児童委員、各種相談員、他の障がい者やその家族等も活用できる体制を作り、相談を受ける側の連携も強化していきます。また、相談を受ける側の専門的な知識向上を目的とした研修会等を実施し、専門的な知識を持った相談員の設置を行っていきます。

さらに、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づく「小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会」（以下「地域自立支援協議会」という。）を中心として、障がい福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成を目指します。

＜障がい者アンケート調査結果より＞

●相談することができる場所の有無

選択肢：「ない」

・全体	14.1%
・身体障がい者	14.9%
・知的障がい者	14.2%
・精神障がい者	13.9%
・難病患者	11.1%

相談先がない割合は、約 1 割となっています。相談先がないことにより、悩みを抱え込んでいる方も一定数いることも想定されることから、相談に関する情報提供の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりが重要であると考えられます。

■身体・知的障がい者相談員数及び委託相談支援事業所数

相談窓口	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体・知的障がい者相談員	4	4	4	4	4
委託相談支援事業所	4	4	4	4	4

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
障がい福祉サービスの広報	障がい者が障がい種別ごとに受けられる福祉サービスをわかりやすく広報するよう努めます。
障がい者相談支援事業の充実及び周知	障がい者やその家族からの相談に応じ、利用者のニーズにあった保健・医療・福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
障がい者相談支援事業者の勉強会の実施	定期的に勉強会を実施し、連携体制の構築と質の向上を図ります。
基幹相談支援センターの設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置等、総合的な相談支援体制の整備を図ります。
障がい者ケアマネジメント体制の整備	障がい者一人ひとりのライフステージの課題を踏まえた、ケアマネジメント体制の強化を図ります。また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援の充実を図ります。
ピアカウンセリング等の実施	障がい者自身若しくはその家族が仲間を通して障がい者やその家族からの相談を受け、問題解決につながる助言を行う、ピアカウンセリング（当事者相談員制度）等を検討します。

2 障がい者の虐待防止対策

障がい者に対する虐待の防止が課題となっています。虐待を防ぎ、障がい者の尊厳を守ることを目的として、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。このような社会的な動きにも表れているように障がい者虐待の防止策の検討、支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本市において、平成24年10月に障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携を図っています。

今後も、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、障がい者の保護とサポート体制の強化に積極的に取り組んでいきます。

また、その後のサポート及び障がいのある人の養護者へのサポートを行います。

<市民アンケート調査結果より>

●障害者虐待防止法の認知状況	
・聞いたことがあり、意味も知っている.....	38.4%
・聞いたことはあるが、意味はわからない.....	31.3%
・聞いたことがない.....	18.2%
・無回答.....	12.1%

聞いたことがある方は約7割と、障害者虐待防止法の認知度は進んでいる状況がみられるものの、意味を知らない方と聞いたことがない方で約5割となることから、引き続き障がい者の虐待防止に関する普及啓発活動が必要であると考えられます。

<具体的施策>

施策名	施策の内容
障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進	障がい者の虐待に対して、関係機関にて日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備し、具体的方策について協議し、地域における障がい者虐待防止ネットワークの強化を推進します。
障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援	「障がい者虐待防止センター」が基盤となり、地域自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。

3 障がい福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

これまで、障がい福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。

平成30年4月には、一部改正された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が施行され、障がいのある人の多様化するニーズにきめ細かく対応するために支援が拡充されていますが、サービスの質の確保・向上を図り、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくことが必要です。

今後も、障がい者一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

さらに、障がい児通所支援サービスを利用する児童についても、障がい児支援利用計画によるケアマネジメントの充実を図り、一人ひとりの療育支援を行います。

<障がい者アンケート調査結果より>

●今後重要だと思う福祉施策（全体結果）	
・ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実.....	20.0%
・グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実.....	16.6%
・生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実.....	14.7%
障がい種別や年齢、家族構成等により、必要とするサービスも異なることから、一人ひとりのニーズに応じて、適切な支援が行えるよう障がい福祉サービス等の充実を図る必要があります。	

<具体的施策>

施策名	施策の内容
障がい福祉サービス等の充実	障害者総合支援法に基づいて実施される障がい福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実を図ります。
地域生活支援事業の充実	地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。
障がい児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進	障がい児相談支援事業所との連携強化による障がい児通所支援の利用促進を図り、障がい児に配慮した支援を進めます。

4 地域生活の支援の充実

障がいのある人が生活の安定を図るためには、障がいのある人のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスや障がい年金、障がいを支給事由とする各種手当、税の減免制度等を利用しやすく、わかりやすくすることも求められており、生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に關しての支援も、地域で自立した生活を送るためには必要です。

また、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備が必要です。

本市においては、障がいのある人が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行っています。

今後、施設や病院から地域生活への移行や親元からの自立等、障がい者が生活の場を確保し安定した生活を継続するため、グループホーム等の居住系サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

また、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、精神科医療機関、その他の医療機関、障がい福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

<障がい者アンケート調査結果より>

●将来、どのように暮らしたいか	
選択肢：「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者施設）で暮らしたい」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体..... 14.3% ・身体障がい者..... 14.5% ・知的障がい者..... 21.7% ・精神障がい者..... 11.3% ・難病患者..... 6.7% 	<p>将来、福祉施設で暮らしたいと考えている割合は、知的障がい者が21.7%で最も高くなっています。親亡き後を見据えて、将来的には福祉施設での暮らしが安心であるという家族の考えが反映されている結果と考えられます。</p>

<具体的施策>

施策名	施策の内容
年金・手当等の制度の周知	年金・各種手当や助成、軽減措置等、様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。
住まい・居場所の充実	施設から地域生活に移行した障がい者が住まいに困らないよう、適切な支援に努めます。

5 福祉人材の育成・確保

障がいのある人の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障がい福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

<障がい者アンケート調査結果より>

●今後重要だと思ふ福祉施策 選択肢：「コミュニケーション支援の充実」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体 8.9% ・身体障がい者 7.1% ・知的障がい者 13.3% ・精神障がい者 14.8% ・難病患者 2.2% 	<p>コミュニケーション支援の充実は、知的障がい者と精神障がい者で重要だと思ふ福祉施策として回答している方が多くなっています。</p>

<具体的施策>

施策名	施策の内容
手話通訳者、要約筆記者の養成及び確保	手話通訳者講習会等への参加を呼びかけるとともに、意思疎通支援を行うことのできる人材の確保や、専門知識の習得や技術の向上に努めます。
手話奉仕員の養成及び確保	地域社会の中に、障がい者のコミュニケーションを支援できる人材を増やすため、手話奉仕員の養成に努めます。
障がい者福祉関係者の資質の向上	障がい者福祉関係者に対し、勉強会等を開催し、資質の向上に努めます。
福祉の担い手と支援団体の育成	社会復帰を促し、地域での生活を支えるため、専門性の高い人材の確保に努めます。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。

基本目標 5

保健・医療の充実をめざして

1 早期発見・早期療育体制の整備

幼少期における言葉の遅れ等の発達遅れは、発見が早期であればあるほど、より適切な対応や療育に取り組むことができます。

妊婦や乳幼児に対しては、各健康診査により疾病の早期発見につなげ、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援していく必要があります。

本市では、3か所の保健センター等で健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進してきました。母子保健事業では、妊婦及び乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。

今後も継続して、疾病予防の一步である健康づくり対策を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

＜障がい者アンケート調査結果より＞

●今後重要だと思う福祉施策

選択肢：「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」

・全体	15.6%
・身体障がい者	13.2%
・知的障がい者	24.2%
・精神障がい者	24.3%
・難病患者	6.7%

障がいの早期発見・早期療育体制の充実は、知的障がい者と精神障がい者で重要だと思う福祉施策として回答している方が多くなっています。

■乳幼児健診受診率の推移

相談窓口	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
4～5か月児健診	97.9%	99.0%	97.6%	98.6%	90.5%
1歳6か月児健診	96.0%	99.2%	98.5%	99.0%	85.2%
2歳児歯科健診	94.5%	93.9%	96.0%	94.2%	83.9%
3歳児健診	100%	94.2%	98.9%	97.8%	96.6%

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
早期発見・早期対応	健康診査等の各種施策を推進し、早期発見・早期対応に努めます。
早期療育体制の整備	関係機関と連携し、早期療育体制の整備に努めます。
相談・教室等の保健指導の充実	専門医療機関、保健・福祉関係機関との連携を図り、相談・指導等の充実に努めます。
発達障がい等の正しい知識の普及啓発	啓発活動の充実や各種健康教室等を推進します。
妊婦健康診査・乳幼児健康診査の促進	妊婦健康診査の充実を図るとともに、妊婦に対し、健康診査の受診を促し、健康管理を図ります。 また、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施するとともに、適切な指導の実施に努めます。

2 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障がいの予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

市では生活習慣病予防や健康管理を目的として、保健センターにおいて各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病等について、気軽に相談し栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、障がいのある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・社会福祉士等による相談体制を障がいの特性等に配慮し充実させるとともに、医療費助成を行い障がいのある人及び障がい者世帯の経済的負担軽減に努めます。

また、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備するとともに、運動や食事の指導、精神保健に対する啓発等により、より多くの人々が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。

<障がい者アンケート調査結果より>

●健康管理や医療について困ったこと

上位3位の選択肢

第1位 専門的な医療機関が少ない.....	24.3%
第2位 近所に医師が少ない.....	17.1%
第3位 医療費の負担が大きい.....	14.2%
(特に困っていることはない：45.3%)	

専門的な医療機関で診てもらいたいというニーズがあるとともに、地域における医師の不足や医療費負担に対する回答が多くなっています。特に困っていることはないが全体の約5割であることから、約5割の方は健康管理や医療に対して困りごとを抱えている状況であります。

<具体的施策>

施策名	施策の内容
障がい者に対する医療体制の充実	障がいの特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。
保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制の充実	保健・医療・福祉・リハビリテーション等に関する情報提供や、障がいの特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。

3 精神障がい者への支援

これまで、精神障がい者が退院後に安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「こころの健康相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障がい者が安心して社会生活を送れるよう、環境整備するとともに、精神疾患に対する市民への理解促進に努めます。

また、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個々の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。

精神障がい者への就労支援に関しては、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して行っており、精神障がい者の就労は増加傾向となっておりますが、職場への定着化が課題となっております。

今後も継続して、精神障がい者への就労支援を行うとともに、関係機関と連携して就労後の定着化に向けた相談支援体制の強化を図ります。

また、ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

<障がい者アンケート調査結果より>

●地域で生活するために必要な支援 上位3位の選択肢（精神障がい者）	
第1位 経済的な負担の軽減.....	58.3%
第2位 相談対応等の充実.....	46.1%
第3位 地域住民等の理解.....	45.2%

経済的な負担の軽減と回答している方が最も多く約6割となっております。また、相談対応等の充実や地域住民等の理解が約5割と、相談支援体制の充実や精神障がいに対する地域住民の理解を深める取組が必要であると考えている方が多くなっています。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
精神保健福祉施策の充実	安心して生活が行えるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備を図ります。
精神疾患・精神障がいに対する理解促進	市民に対して精神疾患・精神障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
就労後の相談支援体制の強化	精神障がい者の就労後の定着化に向け、相談支援体制の強化を図ります。
心の健康づくりの支援	<p>関係機関と連携を図りながら、心の健康づくり及び心の相談体制の強化に努め、精神疾患予防と早期対応を推進します。</p> <p>また、精神障がい者の円滑な地域での社会生活のため、市民の精神障がい者に対する正しい理解を促進し、精神障がい者が安心して過ごせる地域社会の環境整備を目指します。</p>

4 難病患者及び在宅重度障がい者への支援

難病患者や在宅重度障がい者が住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では難病が追加対象となり、難病患者も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。

障がい者の保健・医療の充実、健やかな暮らしを送る上で不可欠です。難病患者をはじめ、定期的な通院を必要とする人も多く、障がいを軽減するリハビリテーションも重要です。

本市では、指定難病患者を対象に特定疾病療養者見舞金の支給や、在宅重度障がい者を対象に在宅福祉サービスの拡大を行い生活の質の向上を図ってきました。また、重度障がい者を対象に住宅設備の改修にかかる費用の助成を行っています。

今後も継続して、在宅福祉サービス等の周知を図り、難病患者や在宅重度障がい者へ支援を行います。

<障がい者アンケート調査結果より>

●地域で生活するために必要な支援 上位3位の選択肢（難病患者）	
第1位 経済的な負担の軽減.....	51.1%
第1位 在宅で医療ケアなどが適切に得られること.....	51.1%
第2位 必要な在宅サービスが適切に利用できること.....	33.3%
第3位 障がい者に適した住居の確保.....	31.1%
<p>経済的な負担の軽減、在宅で医療ケアなどが適切に得られることと回答している方が最も多く約5割となっています。また、必要な在宅サービスが適切に利用できることや障がい者に適した住居の確保が約3割と、適切な医療ケアや在宅サービスの利用、住居の確保が、生活を送るために重要であることがうかがえます。</p>	

<具体的施策>

施策名	施策の内容
難病患者への負担軽減	これまでに実施してきた「特定疾病療養者見舞金制度」の周知を徹底し、対象者に確実に支給が行われるよう努めます。
住宅改修に対する支援	住宅改修の助成制度の情報提供や、必要な改修を提案することにより在宅での生活を支援します。
生活支援事業の周知及び利用促進	生活支援事業の利用による、質の高い療養生活の支援に努めます。

基本目標 6 安心して暮らせる生活環境をめざして

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がい者が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院、及び地域の各種施設等が障がい者にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

これまで、茨城県において制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、市内を自由に移動し、活動できるように、本市の公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。

今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗等の民間施設のバリアフリー化の整備を促進していきます。

また、障がい者が原因で通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、全ての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制等の充実を図ります。

障がい者が原因となって、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

＜障がい者アンケート調査結果より＞

●外出時に困ること不便に思うこと

上位5位の選択肢

第1位	公共交通機関が少ない(ない)	23.1%
第2位	トイレ	19.7%
第3位	建物・駅などの階段	18.7%
第4位	道路の段差	16.7%
第5位	障がい者用の駐車場が少ない(ない)	16.5%

公共交通機関が少ないや障がい者用の駐車場が少ない等、外出時の移動手段や外出先の駐車場に対して不便を感じている状況がみられます。また、設備面としてはトイレ、ハード面としては建物・駅などの階段、道路の段差が上位に挙げられています。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容
ユニバーサルデザインに基づく、バリアフリー化の推進	誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。
障がい者等に配慮した住宅の整備	障がいの特性等に応じた、適切な住宅の整備を図ります。
公共施設等の改善整備	障がい者や高齢者等が利用しやすい公共施設の改善・整備に努めます。
情報のバリアフリー	<p>障がい者が様々な機会や場を通じて、各種制度や障がい福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。</p> <p>また、市及び関係機関のホームページのウェブアクセシビリティを確保するとともに、障がい者やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。</p>
意思疎通支援の確保及び充実	視覚障がい・聴覚障がい等の意思決定が困難な障がい者等が、情報の入手が難しいという課題に対応するため、点字、音声、手話、インターネット等による情報提供の充実を図ります。併せて手話通訳者や声のボランティアを活用し、福祉情報の提供のための環境整備に取り組みます。

2 防災・防犯体制の整備及び感染症に対する備え

近年、全国各地で発生している豪雨や台風による惨状を目の当たりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。

特に、要配慮者と言われる高齢者や障がい者等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も緊急の課題です。

本市では、災害時に支援を要する要配慮者を避難行動要支援者として、本人の申請に基づき、避難行動要支援者名簿に登録し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防署等の関係機関へ名簿提供することで、災害時に安否確認や避難支援を行っています。

今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。

さらに、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

新型コロナウイルス等の感染症に対する備えとしては、日頃からサービス提供事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平常時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であることから、サービス提供事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、サービス提供事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。

また、感染症発生時も含めた都道府県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、サービス提供事業所等における適切な防護服、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めていきます。

<障がい者アンケート調査結果より>

●災害時に一人で避難所に避難できるか

選択肢：「できない」

- ・全体 37.5%
- ・身体障がい者 35.4%
- ・知的障がい者 56.7%
- ・精神障がい者 31.3%
- ・難病患者 44.4%

一人で避難所に避難できない割合は、障がい種別により異なる傾向がみられ、知的障がい者では約6割となっています。災害時発生時に安心して避難ができる支援体制の構築が重要となります。

<具体的施策>

施策名	施策の内容
防犯・防災等の安全確保対策の推進	災害発生時に障がい者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。
災害時の避難支援の体制整備	障がい者に配慮した避難所、避難路の整備を推進します。
消費者被害対策の啓発・推進	悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。
感染症対策の体制整備	平常時より感染拡大防止策の周知啓発や物資の備蓄等を行い、感染症発生時における関係機関等との連携した体制整備を図ります。

第 3 部

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

国の基本指針に基づき、以下の1から8の項目について数値目標を定めます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和5年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

（1）施設入所者の地域生活への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行すること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和元年度末時点の施設入所者 61 人のうち4人が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数（A）	61 人
【目標値】地域生活移行者数（B）	4 人
移行率 $(B/A) \times 100$	6.5%

（2）施設入所者数

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末時点での施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6% 以上削減すること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和5年度末時点での施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1人削減することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度末時点の施設入所者数（A）	61 人
【目標値】削減見込（B）	1 人
削減率 $(B/A) \times 100$	1.6%

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

<国の成果目標>

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を設定する。
- ・精神障がい者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。
- ・精神障がい者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。
- ・精神障がい者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。
- ・精神障がい者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。

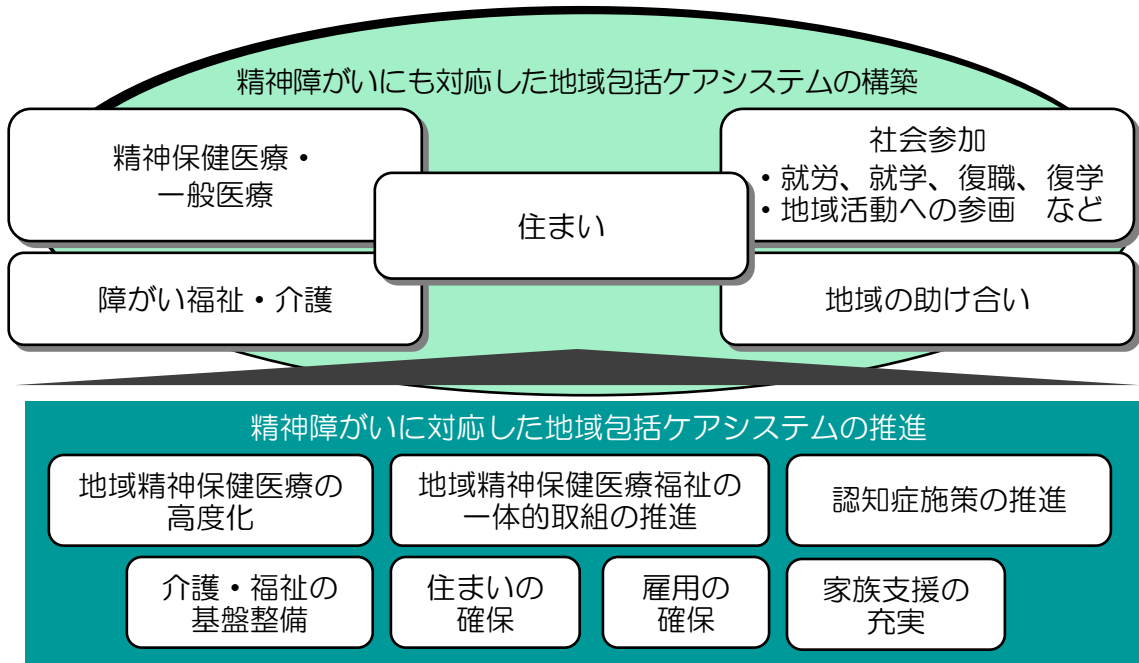
<本市の考え方>

本市では、国の成果目標に基づき、精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20	25	30
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	4	4	4
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	1	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	35	36	36
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	4	4	5

＜精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム＞

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのことをいいます。



出典：厚生労働省

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の基本指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

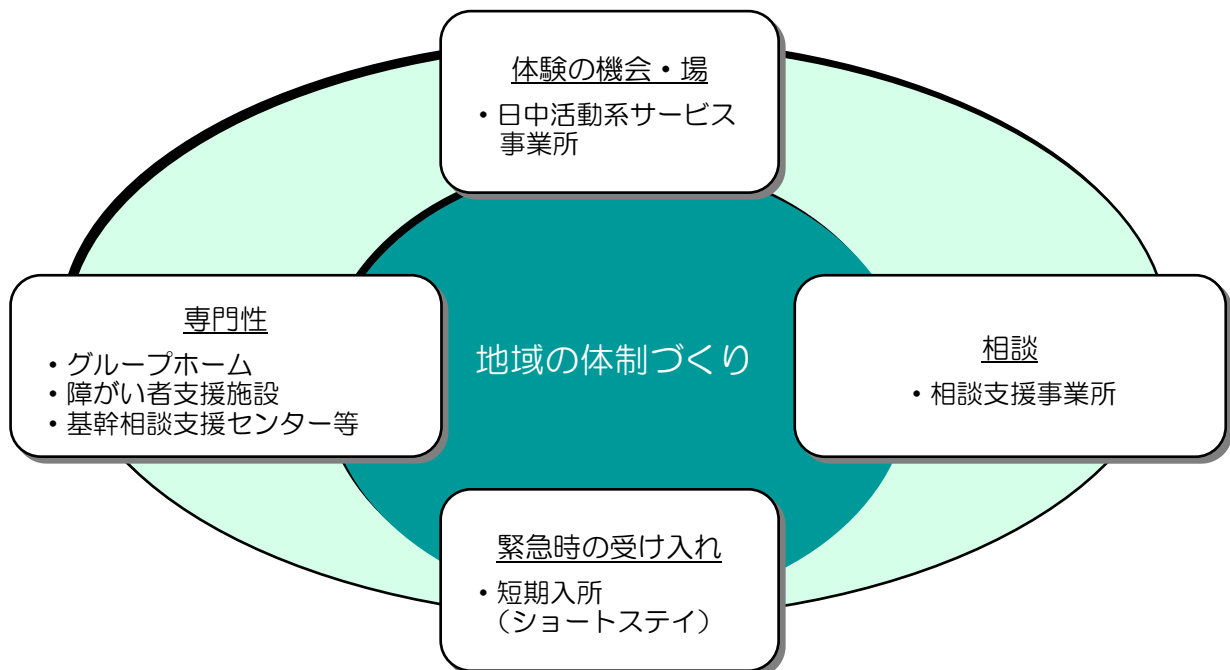
＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をすること。

＜本市の考え方＞

地域生活支援拠点等の確保については、地域での取り組みが基礎となるため、障がいのある人の高齢化や重度化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、地域における居住支援のための機能として、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりが挙げられており、地域の課題に応じてどのように確保していくか検討していきます。検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、協議会等の場を活用して協議を進めていきます。

＜地域生活支援拠点等の整備一面的整備型＞



出典：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

<国の成果目標>

- ・令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上にする。

<本市の考え方>

本市では、令和5年度中に4人が福祉施設から一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】令和元年度中に福祉施設から一般就労に移行した者（A）	3人
【目標値】令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者（B）	4人
移行率 $(B/A) \times 100$	133%

(2) 就労定着支援事業の利用者数

<国の成果目標>

- ・令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

<本市の考え方>

本市では、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて4人が一般就労に移行し、そのうち3人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

区 分	数 値
【見込値】 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（A）	4人
【目標値】 令和5年度中に一般就労に移行する者の就労定着支援事業利用者数（B）	3人
利用率 $(B/A) \times 100$	75%

(3) 就労移行支援事業の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の1.3倍になること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和5年度中に就労移行支援事業を通じて、4人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和元年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者（A）	3人
【目標値】 令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者（B）	4人
移行率 $(B/A) \times 100$	133%

(4) 就労継続支援A型事業の一般就労への移行

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.26倍になること。

＜本市の考え方＞

本市では、令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて、2人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和元年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】 令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	2人

(5) 就労継続支援B型事業の一般就労への移行

<国の成果目標> ・令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.23倍になること。
<本市の考え方> 本市では、令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて、2人が一般就労に移行することを目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 令和元年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者	0人
【目標値】 令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	2人

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

<国の成果目標> ・令和5年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。
<本市の考え方> 本市では、令和5年度中に就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数を5か所とすることを目標とします。

区 分	数 値
【見込値】 令和5年度の就労定着支援事業所数（A）	6か所
【目標値】 令和5年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数（B）	5か所
割合 $(B/A) \times 100$	83%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること。
- ・令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

＜本市の考え方＞

本市では、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を検討していきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	無	無	有
保育所等訪問支援の利用体制の構築	無	無	有

(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保すること。

＜本市の考え方＞

本市では、障がい児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業所	0	0	1
放課後等デイサービス事業所	0	0	1

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

＜本市の考え方＞

本市では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の設置	無	無	有
コーディネーターの配置	無	無	有

6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障がい者等に対する支援を推進します。

<国の成果目標>

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を見込むこと。
- ペアレントメンターの人数を見込むこと。
- ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

<本市の考え方>

本市では、発達障がい者等に対する支援の充実を図るため、発達障がいに関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障がい者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。

また、発達障がいの子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を設けます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	2	2
ペアレントメンターの人数	0	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	2	3	4

7 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障がい福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ない等、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

＜国の成果目標＞

- ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

＜本市の考え方＞

本市では、相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言ができる体制の整備や、研修等を実施することにより、人材育成を図ります。

また、地域の相談機関との連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	8
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	8
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

<国の成果目標>

- ・令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

<本市の考え方>

本市では、多様化してきている障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障がい福祉サービス等の質を向上させるため体制の構築を図っていきます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	2	2	3
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	0	0	1

第2章 障がい福祉サービス等の利用実績と見込量

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービスの提供が不可欠となります。また介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより、行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等 包括支援	実利用者数	33	37	36	36	37	39
	時間/月	812	892	800	754	768	993

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）等があり日中にサービスを利用するものです。

第5期計画で新設された就労定着支援は、一般就労に移行する障がい者が増加することを考慮し、今後在職障がい者の就労に伴う生活上の支援がより一層多様化すると考えられます。

障がいのある人が望む地域生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図り、見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
生活介護	障がい者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいのある人又は難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

事業名	事業の内容
就労継続支援 A型（雇用型）	<p>一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力を高めて、最終的には一般就労への移行を目指します。</p>
就労継続支援 B型（非雇用型）	<p>一般企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人、就労移行支援を利用したが就労等に至らなかった人、その他一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <p>このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力を高めて、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。</p>
就労定着支援	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p>
療養介護	<p>医療的ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所	<p>自宅で介護を行っている人が病気その他の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
生活介護	実利用者数	117	129	133	134	135	136
	日数/月	2,209	2,408	2,660	2,680	2,970	2,992
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	2	1	1	2	2	2
	日数/月	11	14	22	44	44	44
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	14	13	7	8	8	9
	日数/月	136	122	105	176	176	198
就労移行支援	実利用者数	53	51	40	50	53	56
	日数/月	636	548	600	1,100	1,166	1,232
就労継続支援 A型(雇用型)	実利用者数	35	34	34	35	35	36
	日数/月	469	521	510	770	770	792
就労継続支援 B型(非雇用型)	実利用者数	92	94	95	97	99	101
	日数/月	1,326	1,449	1,425	2,134	2,178	2,222
就労定着支援	実利用者数	5	8	12	16	20	24
	日数/月	5	8	12	16	20	24
療養介護	実利用者数	6	6	5	5	5	5
	日数/月	181	147	155	155	155	155
短期入所 (福祉型)	実利用者数	40	37	15	35	37	40
	日数/月	182	167	120	280	296	320
短期入所 (医療型)	実利用者数	0	2	1	2	2	2
	日数/月	0	2	4	14	14	14

3 居住系サービス

共同生活援助は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。

また、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行をすすめることや地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。

さらに、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。これらを踏まえ見込量の確保に努めます。

また、施設やグループホームを退所した障がいのある人が安心して地域で生活する上での生活力や理解力を補うため、第5期計画で新設された自立生活援助の見込量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がいのある人で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
自立生活援助	実利用者数人/月	0	0	0	2	2	4
施設入所支援	実利用者数人/月	63	61	62	61	61	60
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数人/月	54	74	74	75	76	77

4 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリング等、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

平成 27 年4月より、障がい福祉サービスの支給決定に先立ち、全ての対象者がサービス等利用計画の作成が義務化されたことから、事業者の新規参入の働きかけや相談支援事業者との連携強化による質の向上等、相談支援体制の整備に努めます。

事業名		事業の内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供と必要な便宜を供与するほか、障がい福祉サービスの利用申請時に「サービス等利用計画(案)」を作成し、支給決定後のサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	実利用者数 人/年	273	291	306	321	337	354
地域移行支援	実利用者数 人/年	0	0	0	1	2	4
地域定着支援	実利用者数 人/年	0	0	0	0	1	2

5 障がい児支援

障がい児支援は、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がいの特性に応じた専門的な支援をするものです。

平成 24 年の児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含まれ、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障がい児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図ってきました。

平成 28 年には、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。より一層、障がいのある児童に対する支援を強化していくため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められていることから、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本市の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込量の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進するとともに、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れの体制整備を行います。

（1）障がい児相談支援

事業名	事業の内容
障がい児相談支援 （障がい児支援利用計画作成）	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用申請時に「障がい児支援利用計画（案）」を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「障がい児支援利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
障がい児相談支援（障がい児支援利用計画作成）	実利用者数 人／年	95	101	121	145	175	209

(2) 障がい児通所支援

事業名	事業の内容
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。
放課後等デイサービス	学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与その他必要な支援を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
児童発達支援	実利用者数	64	56	54	65	78	93
	日数/月	335	324	486	583	700	840
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	75	87	89	98	108	118
	日数/月	846	975	801	881	969	1066
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	2
	日数/月	0	0	0	0	0	10
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	2
	日数/月	0	0	0	0	0	14
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	1

6 その他のサービス

事業名	事業の内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	<p>自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」の3つに分けられています。このうち市町村が実施主体となるのが「育成医療」「更生医療」であり、身体の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる場合に支給認定されます。自己負担は原則1割ですが、低所得世帯の人のほか、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人に1か月当たりの負担に上限額を設定する負担軽減策を講じています。</p> <p>【対象者】</p> <p>育成医療：身体に障がいを有する児童（18歳未満）</p> <p>更生医療：身体障がい者手帳の交付を受けた人（18歳以上）</p>

第3章 地域生活支援事業の利用実績と見込量

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行っています。

今後も、障がいに対する理解や関心が多くの市民に深まるよう事業内容の充実を図ります。

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	広報・啓発活動等をはじめ、研修会や講演会の開催等、障がいの有無に関わらず多くの地域住民が参加できるような交流の機会を設けることで、障がいのある人への理解を深めます。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）の支援を行う事業です。

今後は、ボランティアの養成や活動を支援するとともに、障がいのある人の権利や自立のため、社会に働きかける活動を支援します。

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

3 相談支援事業等

相談支援事業は、身近な地域の相談の場として、本人のニーズに寄り添い、地域生活への移行や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ自己決定に必用な提案、助言、支援をするというきわめて重要な役割が期待されています。

こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会を活用し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。また、既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための体制整備及び人材育成に努めます。

事業名	事業の内容
相談支援事業等	<p>障がいのある人等からの相談に応じ、福祉に関する様々な問題や安定した地域生活のための、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助等、総合的な相談支援を行います。</p>
基幹相談支援センター	<p>地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、地域自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。</p>
相談支援機能強化事業	<p>相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。</p> <p>本市においては、相談支援事業所や関係機関と連携を取り、支援に向けた人員の確保や仕組みづくりに取り組みます。</p>
住宅入居等支援事業	<p>民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言等を行います。</p> <p>本事業については、一部の事業を除き、法改正により創設された地域移行支援・地域定着支援として個別給付化されたことから、利用者のニーズに応じた事業の実施に努めるとともに、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めます。</p>

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名		単位	第5期計画			第6期計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
			実績	実績	見込	見込	見込	見込
相談支援事業	委託	か所	4	4	4	4	4	4
	直営	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター		設置の 有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業		実施の 有無	無	無	無	無	無	無

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後、親亡き後の問題など増大する権利擁護・成年後見ニーズへの対応も視野に入れ、成年後見制度や権利擁護の情報提供と制度周知に努め、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
成年後見制度利用支援事業	実利用者数人/年	0	0	0	1	2	2

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、社会福祉協議会やNPO法人等、適切な事業運営が確保できると認められる団体の参入を働きかけるとともに、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築に努めます。

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築や法人後見の適正な活動を支援するための事業です。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

6 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者とその他の者の意思疎通を支援する事業です。

今後も、茨城県聴覚障害者協会への委託による実施やボランティア団体等と協力し合い実施します。また、手話通訳者を行政窓口を設置するよう人員の確保に努めます。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳設置事業	手話通訳者を市役所内に配置して、事務手続き等の利便を図ります。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数 人／年	1	4	4	4	4	5
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0	0	0	1

7 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。

用具の機能や性能の向上、価格の変動に合わせ、給付対象とする「障がい程度基準」や「給付基準額」の見直しを定期的に行うことで、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋げるよう努めます。

事業名	事業の内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立支援生活補助用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
介護・訓練支援用具	件/年	0	4	2	3	3	4
自立支援生活補助用具	件/年	3	2	3	3	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	2	5	2	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	12	15	16	16	17
排せつ管理支援用具	件/年	1,152	1,228	1,282	1,334	1,388	1,440
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	1	1	1	1
合 計		1,159	1,251	1,305	1,360	1,415	1,470

8 手話奉仕員養成研修事業

平成30年10月には、手話を普及するための「茨城県手話言語の普及の促進に関する条例」が施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関して定められたところです。

聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成し、聴覚障がい者等との交流活動の推進などの支援者として期待される人材の育成・確保を図ります。

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するため、研修会を開催します。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数人／年	4	6	7	8	10	10

9 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

今後、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
移動支援事業	実利用者数人／年	8	7	11	12	13	14
	延利用時間時間／年	165	218	217	237	257	276

10 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等を行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供等、基礎的な事業を行うとともに、センターの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じた機能強化事業等を行います。

事業名		事業の内容
地域活動支援センター 基礎的事業		創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、2名以上の職員配置と安定的な経営によりセンター事業を実施します。

■ 第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績	実績	見込	見込	見込	見込	
実施か所数	か所	6	5	5	5	5	5	
	実利用者数 人/年	18	20	20	20	23	24	
機能強化事業	Ⅰ型（市外）	か所	3	3	3	3	3	3
		人/年	6	6	6	6	7	7
	Ⅱ型（市外）	か所	1	1	1	1	1	1
		人/年	1	1	1	1	2	2
	Ⅲ型（市内）	か所	2	1	1	1	1	1
		人/年	11	13	13	13	14	15

11 その他の事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業 (日常生活支援)	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場の提供を行います。
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 (日常生活支援)	家庭において自力又は家族のみで入浴が困難な重度の身体障がい者、身体障がい児及び難病患者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴介護サービスを提供します。
発達障がい等巡回支援事業 (日常生活支援)	発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員を配置し、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等の支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (社会参加支援)	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。
自動車運転免許取得助成事業 (社会参加支援)	障がい者の就労等の社会参加に伴い、自動車の運転免許を取得した際に、その運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業 (社会参加支援)	重度の身体障がい者の就労等の社会参加に伴い、自ら使用し運転する自動車の改造を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費を助成します。

■第5期実績値及び第6期見込量

事業名	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
日中一時支援事業 (日常生活支援)	実利用者数 人/年	61	61	65	68	70	73
	延利用者数 回/年	1,377	2,065	2,210	2,297	2,387	2,481
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 (日常生活支援)	実利用者数 人/年	3	5	6	5	6	6
	延利用者数 回/年	249	274	420	426	512	512
生活訓練等	実施の有無	有	有	有	有	有	有
発達障がい等巡回支援事業 (日常生活支援)	巡回支援 専門員整備	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業 (社会参加支援)	実施の有無	有	有	無	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業 (社会参加支援)	実利用者数 人/年	0	1	1	2	2	2
自動車改造助成事業 (社会参加支援)	実利用者数 人/年	1	0	2	2	2	2

第 4 部

計画の推進に向けて

第1章 計画の推進体制

1 連携体制

(1) 庁内組織との連携

庁内においては、社会福祉課を中心に、障がい者の健康・生きがいづくり、保健、医療、生涯学習、まちづくりなどを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本市の地域の実情に合った施策を企画・展開していきます。

(2) 関係機関、事業所との連携

これまでの行政サービスや障がい福祉サービスだけでは、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

また、障がい福祉サービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

また、多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障がい福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

(3) 地域住民等との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障がい者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現をめざします。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を図っていきます。

2 計画の推進（点検・評価）

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、社会福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

資料編

1 小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会（通称「小美玉市地域自立支援協議会」。以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制づくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、支援体制に関する課題等について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有に関すること。
- (2) 関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び連携強化に関すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域における社会資源の開発及び改善等に向けた協議に関すること。
- (5) 相談支援体制の整備状況や課題等の把握及び体制強化に向けた協議に関すること。
- (6) 委託相談支援事業者の事業運営等の評価に関すること。
- (7) 障がい福祉計画等に係る意見及び進捗状況の把握に関すること。
- (8) 障がい者の虐待防止及び権利擁護に関すること。
- (9) その他協議会において必要と認める事項に関すること。

(参加者)

第4条 協議会の参加者は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等及び関係行政機関の実務担当者で構成し、必要に応じて地域の関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者の参加を求めるものとする。

(座長)

第5条 協議会の円滑な進行を図るため、座長を置くものとする。

2 座長は、参加者の互選により選任する。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した参加者が、その職務を代行する。

(専門部会等)

第6条 協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会等を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の参加者及び関係者は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の運営に必要な庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

2 前項の規定に関わらず、協議会の庶務の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 用語解説

用 語	内 容
あ行 アクセシビリティ	年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。
一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいいます。就労継続支援（A型）等の「福祉的就労」に対する用語として使用されます。
インクルーシブ教育	多様な人間性を尊重し、障がいのある人の精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することをめざして、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことです。
茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」は、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して平成8年に制定されました。急速な高齢化に対応し、高齢者や障がい者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいこうとするのがこの条例の趣旨となっています。
茨城障害者職業センター	障害者雇用促進法に基づき、各都道府県に設置され、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、地域における専門的な職業リハビリテーションを提供する機関。障がい者の職業評価や職業準備支援、ジョブコーチの派遣等を行うとともに、事業主に対して障がい者の雇用管理上の必要な助言指導を行います。
NPO	民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体をいいます。
小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会 （地域自立支援協議会）	障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定に基づく協議会で、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす協議の場として位置付けられています。市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい地域の課題やニーズに対して、地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

	用語	内容
か行	学習障がい (LD)	全般的に知的発達が遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。
	基幹相談支援センター	市町村が設置することができる地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を取得している職員を配置し、地域における相談支援事業者等における専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援及び地域移行に向けた取り組みを行います。
	ケアマネジメント	障がい者が地域で生活するため、障がい者一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供されるよう調整等を行うことです。
	権利擁護	自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人（障がい者等）のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ることであります。
	高次脳機能障がい	交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないことがあります。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。 たとえば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。
さ行	こころのバリアフリー	「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障がい・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。
	社会福祉協議会	全ての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

用語	内容
社会モデル	<p>社会モデルとは、障がいを主として社会によって作られた問題とみなし、障がいは個人に帰属するものではなく、その多くが社会環境によって作り出されたものであり、この問題に取り組むには社会的行動が求められ、社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任とする考え方です。</p>
手話通訳者	<p>所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人です。</p> <p>また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生労働大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。</p>
障がい者虐待防止センター	<p>平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行において、市町村に機能設置が義務付けられた通報・相談の窓口です。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障がい者に対する虐待の防止の啓発活動を行います。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>障害者雇用促進法に基づき、障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言や相談などを行っています。茨城県では、各障害福祉圏域ごとに整備され、県内に 9 か所設置されています。</p>
身体障がい者手帳	<p>身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。手帳の等級は、障がいの程度により 1 級から 6 級に区分されます。</p>
精神障がい者保健福祉手帳	<p>一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて県知事が交付するものです。精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的されており、手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなります。手帳の有効期間は 2 年で、障がいの程度により 1 級から 3 級に区分されます。</p>
精神通院医療	<p>障害者総合支援法に定められる公費負担医療制度の一つで、精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。</p>
成年後見制度	<p>判断能力が精神上の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。</p>

	用語	内容
た行	地域共生社会	<p>公的な支援やサービスだけに頼るのではなく、地域の住民が共に支え合い課題を解決していこうというものです。</p> <p>地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。</p>
	注意欠陥多動性障がい (ADHD)	<p>日常生活に著しく支障をきたすほど多動・注意集中困難・注意転動（気が散る）・衝動的に行動する等が目立ちます。様々な情報をまとめることが、困難であることが全ての場合共通します。</p>
	特別支援教育	<p>平成 15 年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成 19 年4月から特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。</p>
	特別支援学校	<p>特別支援学校とは、障がい者等が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。個別の学校名の末尾が盲学校・聾学校・養護学校であるものとありますが、これらも学校教育法における特別支援学校です。</p>
	特別支援学級	<p>特別支援学級は、学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的としています。</p>
な行	難病	<p>医学的に明確に特定の疾病を定義するものではありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。</p> <p>原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。</p>
	日常生活自立支援事業	<p>知的障がいや精神障がい、認知症のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。</p>

用語	内容
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。
発達障がい	発達障害者支援法における「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい及びその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。
ハローワーク	厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障がい者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っています。
バリアフリー	障がい者等の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいいます。 今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいいます。
ピアカウンセリング	障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間（ピア）である障がい者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ることです。「ピアカウンセラー」は、その「ピアカウンセリング」を行い相談に応じる人のことをいいます。
ホームヘルパー	家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、衣類の洗濯、住居等の掃除及び生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。
ペアレントトレーニング	発達障がいなどのある子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や行動改善を目的とした訓練を行います。
ペアレントプログラム	発達障がいなどのある子どもを育てる保護者や養育者が、子どもの行動を理解する方法などを学び、楽しく子育てができるようにすることを目的としたプログラムです。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、法定雇用率以上の障がい者を雇用する義務があります。これまでの法定雇用率の算定基礎の対象は身体障がい者・知的障がい者であり、精神障がい者の雇用義務はありませんでした。しかし平成30年4月からは障害者雇用促進法の一部改正により、新たに精神障がい者も雇用義務の対象に加わり、それに伴い法定雇用率の引き上げ等が行われます。

	用語	内容
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。
	要約筆記者	要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人のことです。要約筆記の手法は、話し手の言葉の要点をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達することをいいます。その他にも、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法を用いて伝達することもあります。
ら行	リハビリテーション	治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、普通に生活ができるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。
	療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するものです。障がいの程度は、地域によって異なりますが、茨城県では「 Ⓐ 、A、B、C」に区分されます。
	レスパイトサービス	障がい者の家族等を一時的に障がい者の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息やリフレッシュを凶ってもらうための家族支援サービスです。

小美玉市障がい者計画・
第6期小美玉市障がい福祉計画・
第2期小美玉市障がい児福祉計画

発行年月／令和3年3月

発行・編集／小美玉市 福祉部 社会福祉課

〒311-3495

茨城県小美玉市上玉里1122番地

TEL：0299-48-1111（代表）

FAX：0299-48-1199

URL：https://www.city.omitama.lg.jp/



小 美 玉	シ テ イ	ダ イ ヤ モ ン ド
見つめる。 みがく。 光をあてる。		